



発行 新潟県

第26号

令和5年4月4日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 374 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（資源循環推進課）
- 375 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（資源循環推進課）
- 376 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（資源循環推進課）
- 377 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 378 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 379 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 380 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 381 ふ化業者の登録（畜産課）
- 382 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 383 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 384 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 385 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 386 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 387 耕地整理組合の組合長臨時代表者の指定（農地計画課）
- 388 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 389 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 390 令和4年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 391 基本測量の実施通知（監理課）
- 392 基本測量の終了通知（監理課）
- 393 公共測量の実施通知（監理課）
- 394 公共測量の終了通知（監理課）
- 395 公共測量の終了通知（監理課）
- 396 公共測量の終了通知（監理課）
- 397 公共測量の終了通知（監理課）
- 398 公共測量の終了通知（監理課）
- 399 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 400 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更（建築住宅課）
- 401 指定納付受託者の指定（出納局管理課）
- 402 指定納付受託者の指定（出納局管理課）
- 403 指定納付受託者の指定（出納局管理課）
- 404 指定納付受託者の指定（出納局管理課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催（消防課）
- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催（消防課）
- 調理師試験の実施（健康づくり支援課）

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
 特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）
 特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）

選挙管理委員会告示

48 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）

公安委員会告示

36 少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域（少年課）

告 示

◎新潟県告示第374号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

指定区域	埋立地の区分
五泉市川瀬字亥ノ明 3964 番 1 の一部、3964 番子、3966 番 1、3966 番子、3967 番、3968 番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

◎新潟県告示第375号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

指定区域	埋立地の区分
五泉市阿弥陀瀬字新林 842 番、843 番 1、844 番 2、844 番 3、847 番 1、842 番に接する無番地 3 筆	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第2号

◎新潟県告示第376号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

指定区域	埋立地の区分
東蒲原郡阿賀町天満字判官堂 2045 番、2046 番、2047 番、2048 番、2051 番、2052 番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

◎新潟県告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
わきの田薬局	上越市大和5-20-14	精神通院医療	令和5年4月1日
さくら薬局 羽茂	佐渡市羽茂本郷20	精神通院医療	令和5年4月1日

さくら薬局 畑野	佐渡市畑野766-5	精神通院医療	令和5年4月1日
訪問看護おはぎ	加茂市神明町2丁目7番2号	精神通院医療	令和5年4月1日
しなの薬局 小千谷店	小千谷市平成1丁目2番7号	精神通院医療	令和5年4月1日
町立津南病院	中魚沼郡津南町大字下船渡丁2682番地	精神通院医療	令和5年4月1日

◎新潟県告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
新潟県厚生農業協同組合連合会 小千谷総合病院	小千谷市大字平沢新田111番地	精神通院医療	令和5年4月1日
クスリのアオキ五智薬局	上越市五智一丁目12番6号	精神通院医療	令和5年4月1日
共創未来 上越大手町薬局	上越市大手町6番3号	精神通院医療	令和5年4月1日
西本町調剤薬局	胎内市西本町12番2号	精神通院医療	令和5年4月1日
西長岡センター薬局	長岡市千秋2丁目2746-5	精神通院医療	令和5年4月1日
ウエルシア薬局新潟田上店	南蒲原郡田上町羽生田134-1	精神通院医療	令和5年4月1日
にいがた調剤薬局長岡	長岡市旭岡二丁目276番地	精神通院医療	令和5年4月1日

◎新潟県告示第379号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
はもち薬局	佐渡市羽茂本郷20	精神通院医療	令和5年3月31日
有限会社さど調剤・さくら薬局畑野	佐渡市畑野766-5	精神通院医療	令和5年3月31日

訪問看護おほぎ	田上町大字羽生田159番地	精神通院医療	令和5年3月31日
まがり薬局	長岡市曲新町592-5	精神通院医療	令和5年4月1日
雪椿調剤薬局	加茂市青海町二丁目367-6	精神通院医療	令和5年3月10日
エース薬品与板店	長岡市与板町与板乙2439-1	精神通院医療	令和5年3月31日

◎新潟県告示第380号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「糸で描く物語 刺繍と、絵と、ファッションと。」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間
令和5年4月7日から令和5年5月19日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 Kijトラベル新潟伊勢丹トラベルコーナー	新潟市中央区女池北1丁目1番1号 新潟運輸株式会社 旅行事業部長 齋藤 宏樹
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 小岩 徹郎
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市西区坂井砂山3丁目6-55 株式会社文信堂書店新大前店	
長岡市城内町1丁目611-1M2F 株式会社文信堂書店長岡店	
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合 専務理事 高橋 伸嘉
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所 代表取締役 遠山 亮
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階

エブリーワン	株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NK Sコーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社 代表取締役 佐藤 明
新潟市中央区西大畑町5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役 那須野 眞智子
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高橋 譲
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
新潟市中央区新光町1番地11 株式会社テレビ新潟放送網事業部	新潟市中央区新光町1番地11 株式会社テレビ新潟放送網 代表取締役社長 小山 章司
全国セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、 ミニストップの各店舗	新潟市中央区東万代町1番30号 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 新潟支店長 渡辺 浩幸
アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8F アソビュー株式会社 代表取締役CEO 山野 智久

4 委託期間

令和5年4月7日から令和5年6月20日まで

◎新潟県告示第381号

養蜂振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	住所及び氏名又は名称	ふ化場の住所地及び名称
------	-------	---------	------------	-------------

新潟5第 1号	令和5年4 月1日	令和8年3月31 日	見附市新幸町6番1号 株式会社I・ひよこ 代表取締役 宇田 仁	見附市新幸町6番1号 株式会社I・ひよこ
------------	--------------	---------------	---------------------------------------	-------------------------

◎新潟県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。
令和5年4月4日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更 の別	認可（同意）年月日	根拠条文
新発田市 五十公野土地改良区	五十公野土地 改良区	維持管理事業	変更	令和5年3月23日	第48条

◎新潟県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年4月4日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 五泉市下条88番地 高橋 明
就任年月日 令和5年3月17日

◎新潟県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区の定款の変更を令和5年3月22日認可した。

令和5年4月4日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年4月4日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

監事 三条市岡野新田27番地 土田 久章
就任年月日 令和5年3月24日

◎新潟県告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営頭無地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急防災工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年4月5日から令和5年5月2日まで

3 縦覧に供する場所

小千谷市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第387号

土地改良法施行法(昭和24年法律第196号)第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法(明治42年法律第30号)第73条第4項の規定に基づき、次の者を名木野耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第5項の規定により告示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

住所 見附市明晶町1853番地

氏名 土田 栄潤

◎新潟県告示第388号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
桑山	区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業	新潟市	令和5年3月16日

◎新潟県告示第389号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
高田中部地区	区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業	柏崎市	令和5年3月9日

◎新潟県告示第390号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和4年度地籍調査事業計画(令和5年1月27日告示第76号)を次のとおり変更する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間

柏崎市	柏崎市の第1計画区及び第2計画区	令和5年3月31日まで
十日町市	十日町市の松之山第2計画区	〃
	十日町市の八箇第1計画区及び八箇第2計画区	令和6年3月29日まで
見附市	見附市の第9計画区及び第9-2計画区	令和5年3月31日まで
村上市	村上市の神林第34-1計画区・神林第34-2計画区・神林第34-3計画区及び朝日第36計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第27計画区	〃
	糸魚川市の第28計画区及び第31計画区	令和6年3月29日まで
妙高市	妙高市の第1-2計画区	令和5年3月31日まで
阿賀野市	阿賀野市の第40計画区・第41計画区・第42計画区及び第43計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第11計画区・第43計画区・虫野再調査計画区その2・第49計画区・第40計画区・第46計画区及び第17-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第12-1計画区・第12-2計画区及び第12-3計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第42計画区・第43計画区及び第44計画区	〃
田上町	田上町の第9計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第10-2計画区及び第11計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第9-1計画区	令和6年3月29日まで
湯沢町	湯沢町の第2020-1計画区・第2020-2計画区及び2020-3計画区	令和5年3月31日まで

刈羽村	刈羽村の第16-2計画区・第16-3計画区・第16-4計画区及び第16-5計画区・第17-1計画区及び第17-2計画区	〃
関川村	関川村の第22計画区及び第23計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第3-2-2計画区	〃

◎新潟県告示第391号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和5年5月19日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市、長岡市、三条市、新発田市、加茂市、見附市、村上市、燕市、胎内市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、岩船郡関川村

◎新潟県告示第392号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（GNSS測量）
- 2 作業期間 令和4年10月17日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、村上市、糸魚川市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村

◎新潟県告示第393号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点復旧測量）
- 2 作業期間 令和5年4月10日から令和5年4月28日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市横町地区

◎新潟県告示第394号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤沈下変動調査 水準測量図作成）
- 2 作業期間 令和4年10月3日から令和5年3月2日まで
- 3 作業地域 新潟県阿賀野市渡場地内

◎新潟県告示第395号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(ほ場整備(農地環境整備事業大和川地区「第2次」確定測量))
- 2 作業期間 令和3年12月1日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市大和川ほか地内

◎新潟県告示第396号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ計測)
- 2 作業期間 令和4年9月26日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村内(大石ダム)

◎新潟県告示第397号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和4年10月18日から令和5年3月2日まで
- 3 作業地域 新潟県魚沼市上折立地内

◎新潟県告示第398号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 虎丸地区(全換地区)確定測量)
- 2 作業期間 令和4年7月19日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県新発田市虎丸ほか地内

◎新潟県告示第399号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年4月4日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和5年3月2日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
五泉市南本町三丁目4164番1、4165番1の各一部	6.00	28.04

◎新潟県告示第400号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

日本建築検査協会株式会社

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造判定部 東京都中央区日本橋三丁目13番11号	構造判定部 東京都中央区日本橋三丁目12番2号

3 変更する年月日

令和5年4月1日

◎新潟県告示第401号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の住所及び名称

新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号

第四ジェーシービーカード株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

新潟県電子申請システムの各種手続における申請手数料等の歳入

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎新潟県告示第402号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の住所及び名称

新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号

第四ディーシーカード株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

新潟県電子申請システムの各種手続における申請手数料等の歳入

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎新潟県告示第403号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都江東区豊洲二丁目2番31号

三井住友カード株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を言う。）を設置する組織において納付する歳入

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎新潟県告示第404号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

1 指定納付受託者の住所及び名称

新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号

第四ジェーシービーカード株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を言う。）を設置する組織において納付する歳入

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

予算の公表について（公告）

令和5年3月22日新潟県議会において議決された令和5年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び令和4年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

令和5年度新潟県一般会計予算

令和5年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,342,860,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳入		款	項	金額
第1款	県	税		千円
第1項	県	民	税	281,139,000
第2項	事	業	税	64,108,000
第3項	地	方	消費	70,532,000
第4項	不	動	取得	81,027,000
第5項	県	た	ば	4,228,000
第6項	ゴ	ル	場	2,358,000
第7項	軽	油	引	469,000
第8項	自	動	車	21,617,000
第9項	鉾	区	税	31,766,000
第10項	狩	猟	税	28,000
第11項	核	燃	料	10,000
第12項	産	業	廃	4,713,000
第13項	旧	法	に	143,000
			よ	140,000
			る	
第1項	地	方	消費	118,192,000
			税	
			清算	118,192,000
			金	

<p>第3款 地方譲与税</p>	<p>第1項 特別法人事業譲与税 第2項 地方揮発油譲与税 第3項 石油ガス譲与税 第4項 自動車重量譲与税 第5項 森林環境譲与税 第6項 航空機燃料譲与税</p>	<p>42,567,000 38,442,000 3,550,000 142,000 328,000 103,000 2,000</p>
<p>第4款 地方特例交付金</p>	<p>第1項 地方特例交付金</p>	<p>1,090,000 1,090,000</p>
<p>第5款 地方交付税</p>	<p>第1項 地方交付税</p>	<p>254,900,000 254,900,000</p>
<p>第6款 交通特別安全交付基金</p>	<p>第1項 交通安全対策特別交付金</p>	<p>410,000 410,000</p>
<p>第7款 分担金及び負担金</p>	<p>第1項 分担金 第2項 負担金</p>	<p>3,038,288 906,214 2,132,074</p>
<p>第8款 使用料及び手数料</p>	<p>第1項 使用料 第2項 手数料</p>	<p>14,299,328 10,789,127 3,510,201</p>

第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金 第2項 国庫補助金 第3項 国庫委託金	144,142,784 27,735,458 114,416,597 1,990,729
第10款 財産収入	第1項 財産運用収入 第2項 財産売却収入	3,858,982 1,296,073 2,562,909
第11款 寄附金	第1項 寄附金	1,430,693 1,430,693
第12款 繰入金	第1項 特別会計繰入金 第2項 基金繰入金	23,241,512 4,628,311 18,613,201
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等 第2項 利子収入 第3項 公営企業貸付金収入 第4項 貸付金収入 第5項 受託事業収入 第6項 収益事業収入 第7項 利子割精算金収入	235,069,413 192,434 11,553 14,388,592 196,882,277 16,922,134 1,890,582 1

	第 8 項 雑	入	4,781,840
第 14 款 県	債		219,321,000
	第 1 項 県	債	219,321,000
第 15 款 繰	越		160,000
	第 1 項 繰	越	160,000
	入	計	1,342,860,000
歳	合		

2 歳 出		金 額
款	項	額
第 1 款 議 会 費	第 1 項 議 会 費	1,414,642 1,414,642
第 2 款 総 務 費	第 1 項 政 策 費 第 2 項 総 務 管 理 費 第 3 項 統 計 査 査 費 第 4 項 徴 税 調 査 費 第 5 項 市 町 村 振 興 費 第 6 項 選 挙 員 會 費 第 7 項 人 事 委 員 會 費 第 8 項 監 査 委 員 會 費	26,326,284 6,029,370 10,206,821 540,771 7,067,525 1,125,670 977,978 140,479 237,670
第 3 款 環 境 費	第 1 項 環 境 政 策 費 第 2 項 環 境 對 策 費 第 3 項 資 源 循 推 進 費 第 4 項 防 災 費	4,683,351 807,782 764,727 603,630 2,507,212
第 4 款 福 祉 保 健 費		194,550,524

第1項	福祉保社	健康費	22,021,109
第2項	国保・福祉	指導費	44,964,876
第3項	地域医療	政策費	10,923,812
第4項	医師・看護職員	確保対策費	2,263,440
第5項	高齢福祉	保健費	43,753,096
第6項	健康対策	策費	4,540,117
第7項	生活衛生	社費	5,445,520
第8項	障害福祉	社費	23,121,865
第9項	子ども家庭	策費	24,416,141
第10項	感染症対策	策費	13,100,548
第5款	労働費		2,874,859
第1項	労働委員会	会費	116,976
第2項	しごと定住促進	策費	659,825
第3項	雇用能力開発	策費	2,098,058
第6款	産業費		219,993,296
第1項	産業政策	策費	2,318,416
第2項	地域産業振興	策費	199,054,604
第3項	創業・イノベーション	推進費	1,601,813
第4項	産業立地	策費	10,880,424
第5項	観光	策費	1,727,237
第6項	国際観光	策費	270,067

第7項	文	化	第7項	2,478,267
第8項	ス	ポ	第8項	1,662,468
第1項	農	業	第1項	65,253,081
第2項	地	域	第2項	3,404,316
第3項	農	政	第3項	7,090,037
第4項	経	推	第4項	1,770,947
第5項	食	進	第5項	3,367,280
第6項	畜	芸	第6項	509,519
第7項	水	及	第7項	898,010
第8項	林	通	第8項	3,001,769
第9項	農	業	第9項	10,965,344
第10項	農	業	第10項	5,767,157
第11項	農	業	第11項	27,182,300
				1,296,402
第1項	土	管	第1項	141,799,713
第2項	道	理	第2項	10,906,239
第3項	河	り	第3項	57,416,894
第4項	砂	よ	第4項	22,261,055
第5項	都	う	第5項	12,886,425
第6項	建	岸	第6項	7,143,450
		画		20,369,874

第7項	交 通	政 策	費	2,177,118
第8項	港 灣	振 興	費	457,694
第9項	港 灣	振 興	費	7,312,175
第10項	空 港	振 興	費	868,789
第1項	警 察	管 理	費	50,831,366
第2項	警 察	行 政	費	46,931,628
第1項	教 育	務 務	費	156,212,501
第2項	小 学	校 務	費	7,514,583
第3項	高 等	学 校	費	76,804,282
第4項	特 支	学 校	費	41,340,293
第5項	生 徒	援 学	費	17,227,625
第6項	生 涯	指 導	費	397,886
第7項	保 健	推 進	費	510,437
第8項	私 学	育 興	費	523,031
第9項	大 学	振 興	費	10,417,261
第1項	農 林	設 施	費	7,332,030
第2項	土 木	災 害	費	2,692,560
		復 舊	費	4,639,470
第9款	警 察		費	301,082,956
第10款	教 育		費	
第11款	災 害	復 舊	費	
第12款	県 債		費	

第13款	諸支出金	第1項	県	債	費	301,082,956
		第1項	公営企業	貸付金		170,205,397
		第2項	雑支	支出金		14,388,592
		第3項	地方消費税	清算金		2,753,400
		第4項	地利子	交付金		79,414,925
		第5項	配当	交付金		88,496
		第6項	株式会社等譲渡所得	交付金		1,344,222
		第7項	分離課税所得	交付金		933,768
		第8項	法人事業税	交付金		123,708
		第9項	地方消費税	交付金		5,205,936
		第10項	ゴルフ場利用税	交付金		59,824,189
		第11項	環境性能割	交付金		328,300
		第12項	軽油引取税	交付金		734,800
		第13項	利子割	精算金		4,966,564
		第14項	旧法による自動車取得税	交付金		1
						98,496
第14款	予備費	第1項	予備	備	費	300,000
						300,000
						1,342,860,000

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
電子ゲータ等作成業務委託契約		令和6年度から 令和8年度まで			14,300千円			
行政手続オンライン化システム構築・運用業務委託契約(市町村共同利用分)		令和6年度から 令和8年度まで			96,705千円			
新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式貸借契約		令和6年度			4,447千円			
自治研修所研修外部委託契約		令和6年度から 令和7年度まで			119,534千円			
新潟県情報通信ネットワーク衛星系無線設備更新工事設計業務委託契約		令和6年度			34,465千円			
税総合オンラインシステム運用管理委託契約		令和6年度から 令和10年度まで			495,102千円			
県税徴収金収納ゲータ等作成業務委託契約		令和6年度			4,229千円			
電子申告審査システム等ASPサービス提供業務委託契約		令和6年度から 令和10年度まで			54,953千円			
令和5年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務		令和5年度から 令和15年度まで			元金1,042,000,000千円及び 当該額に対する利子相当額			
令和5年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務(グリーンボンド)		令和5年度から 令和15年度まで			元金103,000,000千円及び 当該額に対する利子相当額			
離職者等再就職訓練委託契約		令和6年度			79,288千円			

若年者職業能力開発訓練委託契約	令和6年度	9,564千円	
海外展開加速化支援事業補助金交付決定	令和6年度	83,447千円	
イノベーション推進事業補助金交付決定	令和6年度	40,800千円	
次世代産業技術創出支援事業補助金交付決定	令和6年度	20,000千円	
公益財団法人にいがた産業創造機構が令和5年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額120,000千円を限度としてその損失を補償する。	令和6年度から令和16年度まで		公益財団法人にいがた産業創造機構が令和5年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額120,000千円を限度としてその損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和6年度から令和16年度まで	202,412千円	新潟県信用保証協会が令和5年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
コシノジュンコシノジュンコシノジュン(仮称)開催費用負担協定(仮称)	令和6年度	11,000千円	
新潟県農林公社事業資金損失補償契約(相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	令和5年度から令和6年度まで		新潟県信用農業協同組合連合会が令和5年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地集積・集約化対策事業資金93,978千円が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約	令和6年度から令和25年度まで		農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,030,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	令和6年度から令和23年度まで		農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	令和6年度から令和25年度まで		漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額318,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額

<p>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額10,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額</p>	<p>令和6年度から令和15年度まで</p>	<p>漁業経営維持安定資金利子補給契約</p>
<p>新潟県畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営体質強化支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額</p>	<p>令和5年度から令和30年度まで</p>	<p>畜産経営体質強化支援資金利子補給契約</p>
<p>39,600千円</p>	<p>令和6年度</p>	<p>県営かんがい排水事業西浦原排水4期地区工事請負契約</p>
<p>10,702千円</p>	<p>令和6年度</p>	<p>県営かんがい排水事業阿賀野川右岸（1期）地区工事請負契約</p>
<p>8,538千円</p>	<p>令和6年度</p>	<p>県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約</p>
<p>28,199千円</p>	<p>令和6年度</p>	<p>県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約</p>
<p>300,000千円</p>	<p>令和6年度から令和7年度まで</p>	<p>県営かんがい排水事業高根川地区工事請負契約</p>
<p>30,000千円</p>	<p>令和6年度</p>	<p>県営かんがい排水事業福島潟地区工事請負契約</p>
<p>70,000千円</p>	<p>令和6年度</p>	<p>県営かんがい排水事業白根郷地区工事請負契約</p>
<p>70,000千円</p>	<p>令和6年度</p>	<p>県営かんがい排水事業大河津地区工事請負契約</p>
<p>50,000千円</p>	<p>令和6年度</p>	<p>県営かんがい排水事業大江中流部地区工事請負契約</p>
<p>50,000千円</p>	<p>令和6年度</p>	<p>県営かんがい排水事業柏崎1期地区工事請負契約</p>
<p>41,000千円</p>	<p>令和6年度</p>	<p>県営かんがい排水事業沖山地区工事請負契約</p>

県営かんがい排水事業花立川地区工事請負契約	令和6年度	70,000千円
県営かんがい排水事業頸城地区工事請負契約	令和6年度	28,000千円
県営かんがい排水事業豊浦郷地区工事請負契約	令和6年度から 令和7年度まで	250,000千円
県営かんがい排水事業清津川右岸地区工事請負契約	令和6年度	17,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業濁川(2期)地区工事請負契約	令和6年度	192,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業赤川地区工事請負契約	令和6年度	128,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業亀田郷地区工事請負契約	令和6年度	40,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業加茂郷地区工事請負契約	令和6年度	45,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業田上郷地区工事請負契約	令和6年度	25,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業五十嵐川沿岸Ⅱ期地区工事請負契約	令和6年度	10,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業高根川沿岸地区工事請負契約	令和6年度	50,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業胎内川沿岸地区工事請負契約	令和6年度	126,000千円
県営農地防災排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	令和6年度	160,400千円
県営農地防災排水事業阿賀野川右岸(1期)地区工事請負契約	令和6年度	37,298千円

県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和6年度	51,462千円
県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約	令和6年度	61,801千円
県営湛水防除事業落堀川地区工事請負契約	令和6年度	180,000千円
県営湛水防除事業八丁潟地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円
県営湛水防除事業安野川5期地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円
県営湛水防除事業安野川6期地区工事請負契約	令和6年度	70,000千円
県営湛水防除事業安野川7期地区工事請負契約	令和6年度	120,000千円
県営湛水防除事業新発田地区工事請負契約	令和6年度	80,000千円
県営湛水防除事業新潟東部地区工事請負契約	令和6年度	300,000千円
県営湛水防除事業正庵角庵地区工事請負契約	令和6年度	89,000千円
県営湛水防除事業長浦岡方地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円
県営湛水防除事業葛塚地区工事請負契約	令和6年度	29,000千円
県営湛水防除事業新堀川地区工事請負契約	令和6年度	62,000千円
県営湛水防除事業新発田東部2期地区工事請負契約	令和6年度	3,000千円

県営ため池等整備事業低位部2号支線排水路地区工事 請負契約	令和6年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業神納用水路地区工事請負契約	令和6年度	45,000千円	
県営ため池等整備事業堀川地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業左岸頭首工地区工事請負契約	令和6年度	40,000千円	
県営ため池等整備事業三面川左岸頭首工地区工事請負 契約	令和6年度	140,000千円	
県営ため池等整備事業細越第1地区工事請負契約	令和6年度	10,000千円	
県営ため池等整備事業細越第2地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円	
県営ため池等整備事業暮坪地区工事請負契約	令和6年度	50,000千円	
県営ため池等整備事業西川注水地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業五十嵐川下流部頭首工地区工事 請負契約	令和6年度	20,000千円	
県営ため池等整備事業下流部頭首工地区工事請負契約	令和6年度	15,000千円	
県営ため池等整備事業佐印川排水路地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業大江下流部地区工事請負契約	令和6年度	80,000千円	
県営ため池等整備事業旧関根川地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円	

県営ため池等整備事業瀬波地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円
県営地盤沈下対策事業新潟中東地区工事請負契約	令和6年度	117,000千円
県営地盤沈下対策事業中ノ口川西部地区工事請負契約	令和6年度	300,000千円
県営地盤沈下対策事業亀田郷阿賀地区工事請負契約	令和6年度	45,000千円
県営地盤沈下対策事業庄瀬地区工事請負契約	令和6年度	10,000千円
県営地盤沈下対策事業新潟北地区工事請負契約	令和6年度	23,000千円
国営附帯県営農地防災事業白根郷5期地区工事請負契約	令和6年度	40,000千円
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業内ノ沢堤地区工事請負契約	令和6年度	80,000千円
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業蛇化谷地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業下馬場地区工事請負契約	令和6年度	50,000千円
県営経営体育成基盤整備事業姫田川右岸地区工事請負契約	令和6年度	109,000千円
県営経営体育成基盤整備事業岩実地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円
県営経営体育成基盤整備事業勝屋地区工事請負契約	令和6年度	45,000千円
県営経営体育成基盤整備事業発久地区工事請負契約	令和6年度	34,000千円

県営営体育成基盤整備事業滝沢地区工事請負契約	令和6年度	71,000千円
県営営体育成基盤整備事業松浦地区工事請負契約	令和6年度から 令和7年度まで	640,000千円
県営営体育成基盤整備事業下里地区工事請負契約	令和6年度	59,000千円
県営営体育成基盤整備事業夏井坪穴川合地区工事請負契約	令和6年度	35,000千円
県営営体育成基盤整備事業西江地区工事請負契約	令和6年度	8,000千円
県営営体育成基盤整備事業平木田柳原地区工事請負契約	令和6年度	5,000千円
県営営体育成基盤整備事業夏井坪穴川合2期地区工事請負契約	令和6年度	19,000千円
県営営体育成基盤整備事業新津郷田上地区工事請負契約	令和6年度	37,000千円
県営営体育成基盤整備事業新関地区工事請負契約	令和6年度	36,000千円
県営営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	令和6年度	123,000千円
県営営体育成基盤整備事業馬堀地区工事請負契約	令和6年度	169,000千円
県営営体育成基盤整備事業大原地区工事請負契約	令和6年度	103,000千円
県営営体育成基盤整備事業笠木地区工事請負契約	令和6年度	78,000千円
県営営体育成基盤整備事業富永・吉栄地区工事請負契約	令和6年度	77,000千円

県営経営体育育成基盤整備事業松橋地区工事請負契約	令和6年度	65,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業笠木2期地区工事請負契約	令和6年度	25,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業大原2期地区工事請負契約	令和6年度	60,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業針ヶ曽根2期地区工事請負契約	令和6年度	42,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業上横場地区工事請負契約	令和6年度	68,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業年友地区工事請負契約	令和6年度	62,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業平野新地区工事請負契約	令和6年度	74,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業平野新2期地区工事請負契約	令和6年度	9,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業東中地区工事請負契約	令和6年度	3,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業金ヶ沢地区工事請負契約	令和6年度	34,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央2期地区工事請負契約	令和6年度	38,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業干溝地区工事請負契約	令和6年度	8,000千円
県営経営体育育成基盤整備事業吉里地区工事請負契約	令和6年度	53,000千円

県営営体育成基盤整備事業大月地区工事請負契約	令和6年度	31,000千円
県営営体育成基盤整備事業大月2期地区工事請負契約	令和6年度	11,000千円
県営営体育成基盤整備事業木落地区工事請負契約	令和6年度	18,000千円
県営営体育成基盤整備事業山谷稲葉地区工事請負契約	令和6年度	80,000千円
県営営体育成基盤整備事業山谷稲葉2期地区工事請負契約	令和6年度	4,000千円
県営営体育成基盤整備事業五日市・内方地区工事請負契約	令和6年度	14,000千円
県営営体育成基盤整備事業黒滝地区工事請負契約	令和6年度	28,000千円
県営営体育成基盤整備事業山口地区工事請負契約	令和6年度	26,000千円
県営営体育成基盤整備事業和田地区工事請負契約	令和6年度	5,000千円
県営営体育成基盤整備事業矢田地区工事請負契約	令和6年度	7,000千円
県営営体育成基盤整備事業中江有田地区工事請負契約	令和6年度	57,000千円
県営営体育成基盤整備事業石沢地区工事請負契約	令和6年度	28,000千円
県営営体育成基盤整備事業島田地区工事請負契約	令和6年度	68,000千円
県営営体育成基盤整備事業原之町地区工事請負契約	令和6年度	55,000千円

県営経営体育成基盤整備事業今池地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円
県営経営体育成基盤整備事業和田北部地区工事請負契約	令和6年度	24,000千円
県営経営体育成基盤整備事業青野地区工事請負契約	令和6年度	34,000千円
県営経営体育成基盤整備事業三郷地区工事請負契約	令和6年度	45,000千円
県営経営体育成基盤整備事業あわら地区工事請負契約	令和6年度	41,000千円
県営経営体育成基盤整備事業川島・坂井地区工事請負契約	令和6年度	11,000千円
県営経営体育成基盤整備事業長江地区工事請負契約	令和6年度	5,000千円
県営経営体育成基盤整備事業新貝地区工事請負契約	令和6年度	31,000千円
県営中山間地域対策事業谷根・出地区工事請負契約	令和6年度	11,000千円
県営中山間地域対策事業若栃地区工事請負契約	令和6年度	14,000千円
県営中山間地域対策事業塩殿地区工事請負契約	令和6年度	13,000千円
県営中山間地域対策事業前島宮島地区工事請負契約	令和6年度	16,000千円
県営中山間地域対策事業芋坂時之島地区工事請負契約	令和6年度	19,000千円
県営中山間地域対策事業荒金堂島新田地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円

県営中山間地域対策事業入間地区工事請負契約	令和6年度	13,000千円
県道横畑高田線道路改築工事請負契約	令和6年度	54,000千円
一般国道113号胎内大橋下部工事請負契約	令和6年度	250,000千円
一般国道352号壺峠トンネルから奥ノ院トンネル間橋上部工事請負契約	令和6年度	300,000千円
一般国道404号小坂橋下部工事請負契約	令和6年度	75,000千円
県道佐渡一周線石名川橋下部工事請負契約	令和6年度	150,000千円
一般国道289号除雪機械格納庫建設工事請負契約	令和6年度	280,000千円
県道黒部柏崎線仮設橋賃借契約	令和6年度から 令和8年度まで	30,000千円
道路照明灯E S C O 專業委託契約	令和6年度から 令和16年度まで	1,800,000千円
一級河川中ノ口川広域河川改修工事請負契約	令和6年度	285,000千円
一級河川浄土川広域河川改修工事請負契約	令和6年度	180,000千円
一級河川道満川広域河川改修工事費用負担協定 (相手方 長岡市)	令和6年度	60,000千円
ダムE S C O 專業委託契約	令和6年度から 令和27年度まで	194,000千円
飯門田新田線橋梁下部工事請負契約	令和6年度	200,000千円

県立植物園変電設備更新工事請負契約	令和6年度	60,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	令和5年度		金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額800,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
信濃川下流域下水道新潟処理区建築工事請負契約	令和6年度	132,000千円	
信濃川下流域下水道新津処理区建築工事請負契約	令和6年度	181,000千円	
信濃川下流域下水道長岡処理区建築工事請負契約	令和6年度	50,000千円	
魚野川流域下水道堀之内処理区建築工事請負契約	令和6年度	160,500千円	
阿賀野川流域下水道新井郷川処理区建築工事請負契約	令和6年度	50,000千円	
港湾改修費工事請負契約	令和6年度	200,000千円	
警備艇定期検査工事請負契約	令和6年度	58,232千円	
西蒲警察署屋上外壁改修工事請負契約	令和6年度	58,142千円	
南魚沼警察署外構工事請負契約	令和6年度	147,346千円	
運転免許センター長岡支所空調設備改修工事請負契約	令和6年度	63,800千円	
新潟県教育支援システム保守管理サポート委託契約	令和6年度から 令和7年度まで	18,490千円	
県立図書館変電・蓄電池設備更新工事請負契約	令和6年度	117,533千円	

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路	12,696,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
河川	8,878,000				
海岸	590,000				
防砂	5,802,000				
街路	575,000				
公園	683,000				
営繕	315,000				
住宅	3,534,000				
港湾	329,000				
空港	74,000				
水産	420,000				
漁業	474,000				
林業	2,227,000				
治山	6,188,000				
農地	2,325,000				
災害復旧	2,188,000				
学校教育施設等整備	189,000				
生涯学習施設等整備	328,000				
社会福祉施設整備	236,000				
施設整備事業費(一般財源化分)					

地域活性化事業費	1,185,000		
防災対策事業費	11,026,000		
地方道路等整備事業費	6,197,000		
合併特例事業費	1,332,000		
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	428,000		
河川等整備事業費	74,000		
臨時高等学校改築等事業費	2,000		
警察施設整備事業費	701,000		
交通安全施設整備事業費	579,000		
本庁舎改修事業費	348,000		
地域機関改修事業費	345,000		
石綿対策事業費	133,000		
脱炭素設備整備事業費	94,000		
大学等高等教育機関設置補助事業費	35,000		
国立・国定公園施設整備事業費	3,000		
長岡屋内総合プール改修事業費	2,000		
医療体制整備事業費	158,000		
県政記念館改修事業費	140,000		
農林水産業振興事業費	30,000		
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	68,000		
北越急行株式会社補助事業費	67,000		
公共施設等除却費	94,000		

令和5年度新潟県債管理特別会計予算

令和5年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193,748,931千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	193,748,931 193,748,931
歳 入	合 計	193,748,931

2 歳 出	款	項	金 額
	第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費	193,748,931 193,748,931
	出	合 計	193,748,931

令和5年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算 令和5年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,956千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	項 第1項 繰越金	金 額 212,956 212,956
第1款 地域貸付事業収入	入	212,956
歳 入 合 計	計	212,956

2 歳 出	款	項	金 額
	第 1 款 地 貸 付 域 づ ぐ 事 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	212,956 212,956
歳 出		合 計	212,956

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計予算

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,898千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金 額
第1款 災害救助事業収入	第1項 国庫支出金 第2項 財産収入 第3項 繰上金 第4項 雑収入 第5項 分担金及び負担金	215,898 54,992 1,189 142,246 5 17,466
歳 入	合 計	215,898

2 歳 出		金 額	
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	款	項	額
		第 1 項 災 害 救 助 費	215,898
		第 2 項 災 害 救 助 積 立 金	169,735
		第 3 項 災 害 救 助 積 立 債 権	1,189
		第 3 項 災 害 救 助 積 立 債 権	44,974
歳 出	合 計	計	215,898

<p>令和5年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算</p> <p>令和5年度新潟県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,536,631千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>1 歳 入</p>		
款	項	金 額
第1款 国民健康保険事業収入	第1項 分担金及び負担金	187,536,631
	第2項 国庫支出金	48,680,865
	第3項 財産収入	47,745,873
	第4項 繰上金	6,988
	第5項 繰下金	12,979,604
	第6項 繰越金	78,123,300
	第6項 繰越金	1
歳 入	合 計	187,536,631

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 国 民 健 康 保 險 事 業 費	第 1 項 総 務 費	187,536,631	千円
	第 2 項 事 業 費	3,857	
	第 3 項 基 金 積 立 金	185,886,865	
	第 4 項 諸 支 出 金	6,988	
		1,638,921	
歳 出	合 計	187,536,631	

令和5年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和5年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ627,588千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金 額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	627,588
	第2項 諸収入	3,344
	第3項 繰越金	233,598
	第3項 繰越金	390,646
歳 入	合 計	627,588

千円

2 歳 出	款	項	金 額
	第 1 款 子 父 子 母 貸 付 子 寡 婦 福 祉 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	千円 627,588 627,588
歳 出		合 計	627,588

<p>令和5年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算 令和5年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,380千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p>				
<p>第1表 歳入歳出予算 1 歳 入</p>	<p>款</p>	<p>項</p>	<p>金</p>	<p>額</p>
<p>第1款 心身障害児者総合収入</p>	<p>第1項 財産収入</p> <p>第2項 寄付金</p> <p>第3項 繰入金</p> <p>第4項 諸収入</p>	<p>19,380</p> <p>26</p> <p>10</p> <p>19,343</p> <p>1</p>	<p>千円</p>	<p>19,380</p>
<p>歳 入</p>	<p>合 計</p>	<p>19,380</p>		

2 歳 出	款	心 身 障 害 児 者 業 務 総 合 費 第 1 款	項 第 1 項 基 金 積 立 金 第 2 項 繰 出 金	金 額 19,380 11 19,369	千 円 計 19,380
2 歳 出		出 合 計		19,380	

令和5年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

令和5年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ735,939千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 中小企業支援資金貸付事業 収	第1項 繰入 第2項 繰入 第3項 県債 第4項 繰入金	735,939 7,557 318,439 200,000 209,943 千円

735,939	
計 合 入 歳	

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 費	第 1 項 貸 具	業 費	735,939
	第 2 項 貸 具 繰 上 償 還 費	業 費	414,849
	第 3 項 貸 具 繰 上 償 還 費	業 費	207,618
	第 3 項 貸 具 繰 上 償 還 費	業 費	113,472
歳 出	合 計		735,939

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金貸付	千円 200,000	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	

令和5年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

令和5年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ396,025千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳入

款	項	金額
第1款 林業付 林貸付 改業 改善 業収 資収 金入	第1項 諸 第2項 繰 越 入 金	265,054 70 264,984
第2款 木材産業等高度化推進資金 貸付 業収 業入	第1項 諸 繰 越 入	128,871 71,000

千円

	第2項 県 第3項 繰越 債金	43,000 14,871
第3款 林貸付 業就業促進 資金収入	第1項 繰越 金	2,100 2,100
歳入	合計	396,025

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	林業改善事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	265,004
		第 2 項 繰出金	193,671
第 2 款	木材産業等高度化推進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	114,000
		第 2 項 県債	86,000
第 3 款	林業就労促進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	2,100
		第 2 項 貸付事業費	2,100
第 4 款	予備費	第 1 項 林業改善資金予備費	14,921
		第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	50
		合 計	396,025
		歳 出	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法
木材産業等高度化推進事業 貸付 資金費	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

令和5年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 令和5年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,790千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	款 第1款 沿岸漁業改善資金貸付	項 第1項 繰入金 第2項 諸収入 第3項 繰越金
	金 50,790 80 61 50,649	額 千円
歳 入 入 計		50,790

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	沿岸漁業改善事業資金費	第 1 項 貸付事業費	50,740 50,740
第 2 款	予備費	第 1 項 予備費	50 50
歳 出 合 計		計	50,790

令和5年度新潟県有林事業特別会計予算

令和5年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ139,374千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	139,374
	第2項 財産収入	38,711
	第3項 繰入金	6,240
	第4項 繰入金債	77,452
	第5項 繰入金	9,000
	繰越金	7,971

千円

139,374	
計 合 入 歳	

2 歳 出			金 額
款	項	額	千円
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費	138,374	
	第 2 項 事 業 費	60,922	
	第 3 項 事 業 費	53,452	
	第 3 項 事 業 費	24,000	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	1,000	
	第 1 項 予 備 費	1,000	
歳 出 合 計		139,374	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 9,000	普通貸借	年5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

令和5年度新潟県用地先行取得事業特別会計予算

令和5年度新潟県用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 用地先行取得事業収入	第1項 財産収入	125,386 千円
	第2項 繰越金	125,335 51
歳 入	合 計	125,386

2 歳 出	款	項	金 額
	第 1 款 用 地 先 行 取 得 事 業 費	第 1 項 県 債 出 費 第 2 項 繰 出 金	125,386 125,249 137
歳 出 合 計			125,386

令和5年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

令和5年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ401,915千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	401,915 千円
	第2項 繰入金	400,000 1,915
歳 入 計	合 計	401,915

2 歳 出	款	項	金 額
	第 1 款 都 市 開 発 資 金 事 業 費	第 1 項 事 業 費 第 2 項 繰 出 金	401,915 1,915 400,000
出 合 計			401,915

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,901,337千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		款	項	金	額
第1款 港湾整備事業収入					千円
第1項	使用国財	使用料及 庫産	及び 支収	手数料 金入	3,901,337
第2項					1,118,966
第3項					15,000
第4項					200,841
第5項					202,236
第6項					22,293
第7項					2,342,000
					1
歳 入		合 計		3,901,337	

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 港 湾 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費	業 債	3,901,184
	第 2 項 事 業 費	債	2,558,967
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	債	1,342,217
		債	153
歳 出		合 計	3,901,337

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾整備事業費債 借換	千円 1,925,000 417,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
合 計	2,342,000				

令和5年度新潟県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	関係	分	予定量
1	営業関係	供給電力量	381,815 MWh
2	建設改良関係	増強改良工事 既設発電所の増強改良	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	電気事業収益	12,692,791
第1項	営業収益	12,566,852
第2項	財務収益	3,480
第3項	事業外収益	122,459

支		出
		千円
第1款	電気事業	7,343,241
第1項	営業費用	6,524,551
第2項	財務費用	143,134
第3項	事業外費用	655,556
第4項	予備費	20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,246,930千円は、次のとおり補てんするものとする。

収		入
		千円
第1款	資本的収入	3,705,564
第1項	企業債	3,288,000
第2項	固定資産売却代金	1
第3項	貸付金返済金	410,000
第4項	受託金	7,553
第5項	雑収入	10

支 出	
第1款	資本的支出 10,952,494 千円
第1項	建設改良費 5,023,830
第2項	企業債償還 1,916,737
第3項	企業投資 3,374
第4項	他会計繰出 4,000,000
第5項	受託工事費 7,553
第6項	雑支出 1,000

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て				費 税 資本的収支 調整額
				過 年度 損保 留資 金	当 年 益保 留資 金	経 營 安 定 積 立 金	地 域 振 興 積 立 金	
第1項	5,023,830 千円	3,288,001 千円	1,735,829 千円	1,022,878 千円	55,165 千円	207,000 千円	千円	450,786 千円
第2項	1,916,737	410,000	1,506,737	1,506,737				
第3項	3,374		3,374	3,374				
第4項	4,000,000		4,000,000			4,000,000		
第5項	7,553	7,553						
第6項	1,000	10	990	990				
計	10,952,494	3,705,564	7,246,930	2,533,979	55,165	207,000	4,000,000	450,786

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
猿田貯水池敷国有地借上料	令和6年度から 令和7年度まで		千円 18,120
奥三面発電所水車発電機分解点検整備工事	令和6年度		495,000
奥三面発電所取水口ゲート整備工事	令和6年度		92,730
奥三面発電所放水路ゲート整備工事(修繕分)	令和6年度		59,411
胎内第三発電所水車発電機分解点検整備工事	令和6年度から 令和7年度まで		385,000
緊急対応費	令和6年度		50,000
胎内川第一線特別高圧電線敷路敷国有地借上料	令和6年度から 令和14年度まで		6,678
三面発電所2号自動給水弁更新工事	令和6年度		17,600
三面発電所非常用発電機設置工事	令和6年度		99,445
三面発電所送電線保護継電器更新工事	令和6年度から 令和7年度まで		98,769
奥三面発電所取水口換気装置更新工事	令和6年度		4,235
奥三面発電所放水路ゲート整備工事(増強分)	令和6年度		6,666

胎内第二発電所受変電設備更新工事	令和6年度から 令和8年度まで	628,000
胎内第二発電所配電盤更新工事	令和6年度から 令和8年度まで	260,000
胎内第三発電所発電機固定子コイル更新工事	令和6年度から 令和7年度まで	319,000
笠堀発電所所内変圧器更新工事	令和6年度	4,961
笠堀発電所東北電力配電線盤更新工事	令和6年度	165,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電所建設改良事業	千円 3,288,000	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

事業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	与	1,048,881
2	交際	費	948

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和5年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分			予	定	量
1 営業関係	1	給	水	先	50,948,422立方メートル	91	か所
	2	年	間	給			
	3	一	日	給			
2 建設改良関係	1	新	潟	臨	138,824立方メートル	一	式
	2	既	設	備			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	1,782,312
第1項 営業収益	1,536,440
第2項 営業外収益	245,872

支 出	
第1款 工業用水道事業費用	2,111,556
第1項 営業費用	2,077,426
第2項 営業外費用	24,130
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額594,010千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入	
第1款 資本的収入	21,609
第1項 固定資産売却代金	30
第2項 雑収入	21,579

支 出	
第1款 資本的支出	千円
第1項 建設費	615,619
第2項 企業債還	490,910
第3項 投資債	124,694
	15

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源		
				減積立金	建設改良積立金	過損留保益、年度定額消費的収支、税
第1項 建設改良費	千円 490,910	千円 21,609	千円 469,301	千円 267,560	千円 160,008	千円 41,733
第2項 企業債還	124,694		124,694	24,026	100,668	
第3項 投資	15		15		15	
計	615,619	21,609	594,010	267,560	260,691	41,733

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
笹山浄水場2号配水ポンプ イター部購入工事	令和6年度		千円 8,965
上越工業用水道1号堰堤制水門 分点検整備工事	令和6年度		9,207
緊急対応修繕工事	令和6年度		50,000
沢口導水ポンプ場高圧受変電設備更新工事	令和6年度		46,068

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	金 額
1 職員給与	千円 372,224
2 交 際 費	34

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、36,943千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和5年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予	定	量
1	営業関係	土地の売却		平方メートル 75,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	工業用地造成事業収益	1,642,564
第1項	営業収益	852,069
第2項	営業外収益	790,495

支		出
		千円
第1款	工業用地造成事業費用	889,269
第1項	営業費用	882,323
第2項	営業外費用	5,946
第3項	予備費	1,000

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額795,037千円は、次のとおり補てんするものとする。

支		出
		千円
第1款	資本的支出	795,037
第1項	工業用地造成費用	67,644
第2項	企業債償還金	317,383
第3項	他会計借入金返済金	410,000
第4項	雑支出	10

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 額	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
				当 勤 年 度 留 保 資 金	益 金
第1項 工業用地造成費	千円 67,644	千円	千円 67,644	千円 67,644	千円
第2項 企業債償還金	317,383		317,383	317,383	
第3項 他会計借入金返済金	410,000		410,000	410,000	
第4項 雑 支 出	10		10	10	
計	795,037		795,037	795,037	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	給 与	費 金
1 職 員 給 与	費	額
2 交 際 費	費	額
		千円
		56,769
		18

(他会計からの補助金)
 第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,332千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種類	名称	所在地	数量	処分の様
土地	工業用地	上越市	平方メートル 14,000	売却
		阿賀野市	61,000	売却

令和5年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却却		平方メートル 7,572

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		入
第1款	用地造成事業収益	93,614
第1項	営業収益	90,274
第2項	営業外収益	3,340

千円

支		出	
第1款	用地造成事業費用	64,539	千円
第1項	営業費用	64,430	
第2項	営業外費用	109	

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,041,000千円と定める。

令和5年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			2,467床
年間患者数	入院	院	680,000人
	外来	来	1,134,000人
		計	1,814,000人
1日平均患者数	入院	院	1,858人
	外来	来	4,667人
		計	6,525人
主な建設改良事業	1 病院	改築	関係
	加茂病院	改築	事業
	十日町病院	改築	事業
	吉田病院	改築	事業
			一式
			一式
			一式

2	病院増築関係	一式
	妙高病院整備事業	一式
	がんセンター新潟病院整備事業	一式
	中央病院整備事業	一式
3	医療情報総合システム整備事業	一式
4	器械備品整備事業	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	病院事業収益	76,833,939
第1項	医療収益	61,721,489
第2項	医療外収益	15,112,250
第3項	特別利益	200

支 出		千円
第1款	病院事業費用	78,337,440
第1項	医療費用	76,443,625
第2項	医療外費用	1,893,615
第3項	特別損失	200

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,856,369千円は、過年度分損益勘定留保資金1,856,369千円で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本的収入	6,970,120	
第1項 資 投 回 収 金	811	
第2項 企 業 債 金	2,878,000	
第3項 補 助 金	12,314	
第4項 負 担 金 交 付 金	4,074,516	
第5項 その他資本的収入	4,479	

支 出		千円
第1款 資本的支出	8,826,489	
第1項 資 建 設 改 良 費	3,319,542	
第2項 無 形 固 定 資 産 費	5,317	
第3項 投 償 資 金	811	
第4項 還 債 金	5,500,819	

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	169,205	5	千円 75,912
				6	53,717
				7	32,040
				8	7,536

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	項目	期間	限度額
十日町病院医師公舎借上契約		令和6年度から 令和9年度まで	千円 24,960

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 2,878,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	37,616,460	千円
2	交際費	1,000	

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,015,582千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、21,735,995千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	磁気共鳴断層撮影装置 (MRI) 医療情報総合システム 勤怠管理システム	式 一 式 一 式

令和5年度新潟県基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			649床
年間患者数	入院	院来	181,000人
	外来		285,000人
		計	466,000人
1日平均患者数	入院	院来	510人
	外来		1,204人
		計	1,714人
主な建設改良事業	1	病院新築 関係	一式
	2	県中央基幹病院新築 事業	一式
	3	総合医療情報システム 整備 事業	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中の固定資産除却費13,991千円の財源に充てるため、企業債13,000千円を借り入れる。

収 入		千円
第1款 病院事業収益		3,910,469
第1項 医業収益		63,393
第2項 医業外収益		3,847,076

支 出		千円
第1款 病院事業費用		4,019,778
第1項 医業費用		2,827,293
第2項 医業外費用		1,178,494
第3項 特別損失		13,991

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	資本的収入	26,472,899
第1項	企業補助金	24,512,000
第2項	交付金	9,120
第3項	負担金	1,951,779

支 出		千円
第1款	資本的支出	26,472,899
第1項	建設改良費	25,884,535
第2項	無形固定資産	2,554
第3項	償還金	585,810

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費 公営企業施設等除却費	千円 24,512,000 13,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。
合 計	24,525,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、24,525,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,523,539千円である。

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
医 療 器 械	医療情報総合システム	二	式
	検体検査機器	二	式
	X線テレビ装置	一	式
	リニアック	一	式
	磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)	二	式
	X線コンピュータ断層撮影装置 (CT)	二	式
	ガンマカメラ	一	式
	心臓血管造影撮影装置 (アンギオ)	一	式
	採血管準備システム	一	式
	薬剤器機	一	式
	注射薬払出システム	一	式
	人工透析療法関連機器	一	式
	内視鏡手術システム	一	式
	手術室映像記録配信システム	一	式
	生理検査機器	一	式

令和5年度新潟県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予	定	量
1 営業関係	1	流域関連市町村数	11	市	町村
	2	年間総処理水量	79,578,926	立	方メートル
	3	一日平均処理水量	218,024	立	方メートル
2 建設改良関係	1	流域下水道施設の改築更新事業			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 流域下水道事業収益		12,920,981
第1項 営業収益		4,721,283
第2項 営業外収益		8,199,688
第3項 特別利益		10

支 出		千円
第1款 流域下水道事業費用		12,112,227
第1項 営業費用		11,197,117
第2項 営業外費用		815,100
第3項 特別損失		10
第4項 予備費		100,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,274,961千円は、当年度分損益勘定留保資金1,426,850千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額303千円、当年度利益剰余金処分量808,754千円及び繰越利益剰余金処分量39,054千円で補てんする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	4,630,155
第1項	企 業 補 助 金	1,337,800
第2項	国 庫 補 助 金	2,183,100
第3項	他 会 計 補 助 金	46,432
第4項	負 担 金	991,523
第5項	基 金 繰 入 金	71,300

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	6,905,116
第1項	建 設 改 良 費	4,166,155
第2項	企 業 債 償 還 金	2,717,803
第3項	負 担 金 返 還 金	3,333
第4項	基 金 積 立 金	17,825

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
信濃川建設	濃川下流域工事 下水道新負 処理区約	令和6年度				660,000 千円
信濃川建設	濃川下流域工事 下水道新負 処理区約	令和6年度				342,000
信濃川建設	濃川下流域工事 下水道長岡負 処理区約	令和6年度				324,000
魚野川建設	魚野川下流域工事 下水道六日町負 処理区約	令和6年度				144,000
魚野川建設	魚野川下流域工事 下水道堀之内負 処理区約	令和6年度				1,017,000
阿賀野川建設	阿賀野川下流域工事 下水道新井郷川負 処理区約	令和6年度				656,000
西川流域	西川流域下水道処理区建設工事請負契約	令和6年度				426,000
信濃川築工	濃川下流域築工 下水道新委 処理区託	令和6年度				132,000
信濃川築工	濃川下流域築工 下水道新津委 処理区託	令和6年度				181,000
信濃川築工	濃川下流域築工 下水道長岡委 処理区託	令和6年度				50,000
魚野川築工	魚野川下流域築工 下水道堀之内委 処理区託	令和6年度				160,500
阿賀野川築工	阿賀野川下流域築工 下水道新井郷川委 処理区託	令和6年度				50,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業 借換債	千円 945,100 392,700	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均 等若しくは不均等の方法により毎年1期又は2期 に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還 する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、 償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。
合 計	1,337,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額
職員給与費	302,903 千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,521,753千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち847,808千円は、次のとおり処分するものと定める。

区分	金額
減債積立金	847,808 千円

令和4年度新潟県一般会計補正予算

令和4年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,047,887千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,428,738,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 272,718,000	千円 9,562,000	千円 282,280,000
	第1項 県 民 税	66,671,000	△ 1,446,000	65,225,000
	第2項 事 業 税	66,135,000	4,117,000	70,252,000
	第3項 地 方 消 費 税	72,170,000	7,917,000	80,087,000
	第4項 不 動 産 取 得 税	4,244,000	△ 64,000	4,180,000
	第5項 県 た ば こ 税	2,297,000	143,000	2,440,000
	第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税	469,000	15,000	484,000
	第7項 軽 油 引 取 税	22,922,000	△ 826,000	22,096,000
	第8項 自 動 車 税	32,899,000	△ 295,000	32,604,000
	第9項 鉾 区 税	27,000	4,000	31,000
	第10項 狩 猟 税	12,000	△ 2,000	10,000
	第12項 産 業 廃 棄 物 税	150,000	△ 7,000	143,000
	第13項 旧 法 に よ る 税	9,000	6,000	15,000
第2款 地方消費税清算金		104,469,000	7,766,000	112,235,000
	第1項 地方消費税清算金	104,469,000	7,766,000	112,235,000
第3款 地方譲与税		42,537,000	3,206,207	45,743,207
	第1項 特別法人事業譲与税	38,154,000	3,211,782	41,365,782

第2項 地方揮発油譲与税	3,781,000		25,303	3,806,303
第3項 石油ガス譲与税	137,000		4,146	141,146
第4項 自動車重量譲与税	331,000	△	5,272	325,728
第5項 森林環境譲与税	132,000	△	29,127	102,873
第6項 航空機燃料譲与税	2,000	△	625	1,375
第4款 地方特例交付金	1,212,000	△	54,131	1,157,869
第1項 地方特例交付金	1,212,000	△	54,131	1,157,869
第5款 地方交付税	252,000,000		9,347,577	261,347,577
第1項 地方交付税	252,000,000		9,347,577	261,347,577
第6款 交通安全対策特別交付金	426,000	△	50,586	375,414
第1項 交通安全対策特別交付金	426,000	△	50,586	375,414
第7款 分担金及び負担金	6,076,920	△	47,734	6,029,186
第1項 分担金	1,861,812		12,030	1,873,842
第2項 負担金	4,215,108	△	59,764	4,155,344
第8款 使用料及び手数料	14,644,178	△	425,276	14,218,902
第1項 使用料	10,939,714	△	286,805	10,652,909
第2項 手数料	3,704,464	△	138,471	3,565,993
第9款 国庫支出金	255,264,600	△	5,476,904	249,787,696
第1項 国庫負担金	28,726,119	△	113,032	28,613,087

第10款 財産収入	第2項 国庫補助金	223,334,687	△ 4,763,541	218,571,146
	第3項 委託金	3,203,794	△ 600,331	2,603,463
第10款 財産収入	第1項 財産運用収入	3,841,640	△ 1,569,864	2,271,776
	第2項 財産売却収入	1,047,184 2,794,456	△ 91,747 △ 1,478,117	955,437 1,316,339
第11款 寄附金	第1項 寄附金	1,740,898 1,740,898	371,307 371,307	2,112,205 2,112,205
	第12款 繰入金	26,326,207 3,569,939 22,756,268	△ 1,426,039 227,109 △ 1,653,148	24,900,168 3,797,048 21,103,120
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等	231,851,702	△ 86,636,851	145,214,851
	第2項 利子収入	197,641 8,059	△ 21,989 △ 198	175,652 7,861
	第3項 公営企業貸付金収入	14,898,366	△ 437,793	14,460,573
	第4項 貸付金収入	197,161,775	△ 84,965,132	112,196,643
	第5項 受託事業収入	10,955,302	△ 837,554	10,117,748
	第6項 収益事業収入	2,993,551	△ 633,262	2,360,289
	第7項 利子割精算金収入	1	△ 1	
	第8項 雑収入	5,637,007	259,078	5,896,085
第14款 県債		284,039,000	△ 13,512,000	270,527,000

	第1項 県	債	284,039,000	△ 13,512,000	270,527,000
第15款 繰越金	第1項 繰越金		5,638,788	4,898,407	10,537,195
	第1項 繰越金		5,638,788	4,898,407	10,537,195
歳入	合 計		1,502,785,933	△ 74,047,887	1,428,738,046

2 歳 出					計
款	項	補正前の額	補正額	計	計
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,300,185 1,300,185	△ 46,741 △ 46,741	1,253,444 1,253,444	1,253,444 1,253,444
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費 第2項 総 務 管 理 費 第3項 統 計 調 査 費 第4項 徴 税 費 第5項 市 町 村 振 興 費 第6項 選 挙 費 第7項 人 事 委 員 会 費 第8項 監 査 委 員 費	29,168,379 6,047,795 11,429,328 458,099 7,180,498 1,068,206 2,583,094 147,886 253,473	15,814,189 △ 439,750 16,525,281 △ 16,220 64,619 △ 59,294 △ 240,516 △ 6,446 △ 13,485	44,982,568 5,608,045 27,954,609 441,879 7,245,117 1,008,912 2,342,578 141,440 239,988	44,982,568 5,608,045 27,954,609 441,879 7,245,117 1,008,912 2,342,578 141,440 239,988
第3款 環 境 費	第1項 環 境 政 策 費 第2項 環 境 対 策 費 第3項 資 源 循 環 推 進 費 第4項 防 災 費	6,653,915 871,633 910,288 982,460 3,889,534	△ 174,097 △ 450,110 △ 6,034 △ 76,022 358,069	6,479,818 421,523 904,254 906,438 4,247,603	6,479,818 421,523 904,254 906,438 4,247,603
第4款 福 祉 保 健 費		229,788,424	1,959,741	231,748,165	231,748,165

	第1項 福祉保健康費	23,729,534	4,217,241	27,946,775
	第2項 国保・福祉指導費	44,751,886	404,565	45,156,451
	第3項 地域医療政策費	9,601,608	△ 7,567	9,594,041
	第4項 医師・看護職員確保対策費	2,576,951	△ 56,708	2,520,243
	第5項 高齢福祉保健費	45,620,188	△ 1,644,574	43,975,614
	第6項 健康対策費	7,786,824	△ 112,519	7,674,305
	第7項 生活衛生費	5,628,348	△ 394,555	5,233,793
	第8項 障害福祉社費	23,585,027	△ 202,889	23,382,138
	第9項 子ども家庭社費	23,654,719	△ 332,722	23,321,997
	第10項 感染症対策費	42,853,339	△ 89,469	42,942,808
第5款 労働費		2,872,546	△ 401,800	2,470,746
	第1項 労働委員会費	126,292	△ 10,626	115,666
	第2項 しごと定住促進費	570,357	△ 29,834	540,523
	第3項 雇用能力開発費	2,175,897	△ 361,340	1,814,557
第6款 産業費		241,489,456	△ 88,723,075	152,766,381
	第1項 産業政策費	7,337,831	△ 2,876,179	4,461,652
	第2項 地域産業振興費	205,088,442	△ 85,158,174	119,930,268
	第3項 創業・イノベーション推進費	2,117,241	△ 176,739	1,940,502
	第4項 産業立地費	14,752,052	△ 793,603	13,958,449
	第5項 観光費	6,426,136	△ 328,598	6,754,734
	第6項 国際観光費	850,690	△ 48,112	802,578

第7項	文	ス	ボ	一	ツ	費	費	2,941,708	192	2,941,900
第8項	ス	ボ	一	ツ	ツ	費	費	1,975,356	942	1,976,298
第7款	農	林	水	産	業	費	費	94,865,229	△	87,156,138
第1項	農	業	総	務	費	費	費	3,372,841	△	3,266,928
第2項	地	域	農	政	推	進	費	8,732,369	△	6,651,084
第3項	農	産	園	芸	費	費	費	3,709,071	△	2,867,198
第4項	経	営	普	及	費	費	費	3,465,265	△	3,099,911
第5項	食	品	・	流	通	費	費	1,902,166	△	1,737,475
第6項	畜	産	業	業	費	費	費	3,388,705	24,458	3,413,163
第7項	水	産	業	業	費	費	費	3,189,454	△	3,158,474
第8項	林	業	管	理	費	費	費	13,742,452	△	12,544,984
第9項	農	地	地	管	理	費	費	5,913,827	△	5,758,698
第10項	農	地	基	盤	整	備	費	45,854,449	△	43,119,182
第11項	農	地	計	画	費	費	費	1,594,630	△	1,539,041
第8款	土	木	費	費	費	費	費	175,288,009	△	171,533,749
第1項	土	木	管	理	費	費	費	11,320,345	△	11,027,410
第2項	道	路	橋	り	ょう	費	費	69,925,419	3,353,140	73,278,559
第3項	河	川	海	岸	費	費	費	37,553,499	△	35,708,779
第4項	砂	防	計	画	費	費	費	17,977,951	△	14,505,849
第5項	都	市	計	画	費	費	費	7,456,054	2,292	7,458,346
第6項	建	築	費	費	費	費	費	14,869,064	△	14,312,228

第7項	交 通	港 灣	策 政	費 興	4,045,682	59,430	4,105,112
第8項	港 灣	振 興	費 興	496,634	△	435,470	
第9項	港 灣	振 興	費 興	8,337,378	△	7,629,847	
第10項	空 港	振 興	費 興	3,305,983	△	3,072,149	
第9款	警 察	管 行	費 興	51,658,362	△	51,590,446	
第1項	警 察	管 行	費 興	47,507,894	15,795	47,523,689	
第2項	警 察	管 行	費 興	4,150,468	△	4,066,757	
第10款	教 育	總 務	費 興	166,115,471	△	163,828,539	
第1項	教 育	總 務	費 興	8,002,023	△	7,663,406	
第2項	小 学	校 務	費 興	82,158,719	△	80,749,591	
第3項	高 等	学 校	費 興	44,066,008	82,822	44,148,830	
第4項	特 別	支 援	学 校	18,073,580	203,772	18,277,352	
第5項	生 徒	指 導	学 校	395,448	△	361,701	
第6項	生 涯	学 習	推 進	365,720	△	356,486	
第7項	保 健	体 育	推 進	514,522	△	491,940	
第8項	私 学	教 育	振 興	11,145,778	△	10,391,170	
第9項	大 学	教 育	振 興	1,393,673	△	1,388,063	
第11款	災 害	復 旧	費 興	25,787,214	3,393,575	29,180,789	
第1項	農 林	水 産	施 設	災 害	復 旧	費 興	7,367,022
第2項	土 木	施 設	災 害	復 旧	費 興	21,253,706	
第4項	警 察	施 設	等	災 害	復 旧	費 興	20,231

第12款 県 債 費	第1項 県 債 費	316,021,029	△ 1,309,066	314,711,963
		316,021,029	△ 1,309,066	314,711,963
第13款 諸 支 出 金	第1項 公 営 企 業 貸 付 金	161,477,714	9,257,586	170,735,300
	第2項 雑 支 出 金	14,898,366	△ 437,793	14,460,573
	第3項 地 方 消 費 税 清 算 金	7,845,300	75,000	7,920,300
	第4項 利 子 割 交 付 金	70,904,821	6,777,776	77,682,597
	第5項 配 当 割 交 付 金	184,613	△ 91,354	93,259
	第6項 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,589,544	△ 248,292	1,341,252
	第7項 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	1,673,298	△ 739,530	933,768
	第8項 法 人 事 業 税 交 付 金	113,253	10,455	123,708
	第9項 地 方 消 費 税 交 付 金	4,833,236	270,221	5,103,457
	第10項 ゴ ル フ 場 場 利 用 税 交 付 金	52,884,524	3,945,414	56,829,938
	第11項 環 境 性 能 割 交 付 金	328,300	11,755	340,055
	第12項 軽 油 引 取 税 交 付 金	980,860	△ 156,727	824,133
	第14項 旧 法 に よ る 自 動 車 取 得 税 交 付 金	5,240,884	△ 165,049	5,075,835
		714	5,710	6,424
歳 出	合 計	1,502,785,933	△ 74,047,887	1,428,738,046

第2表 継続費補正 1 変更		項	事業名	正		補		正		後			
				補額	年割額	補額	年割額	補額	年割額				
第8款 土木費	第2項 道橋りょう費	路費	県道新発田津川線 緊急地方道路整備事業 (白川大橋)	千円	千円	千円	千円	30	30	千円	千円		
				0	0	0	0	元	元	375,968	375,968	375,968	375,968
								2	2	500,482	500,482	500,482	500,482
								3	3	902,351	902,351	902,351	902,351
							4,000,000	4	4	415,000	4,000,000	4	1,037,917
								5	5	755,650		5	283,282
								6	6	700,000		6	600,000
								7	7	350,549		7	300,000
								2	2	0		2	0
								3	3	820,728		3	820,728
			一般国道117号道路 改築工事 (仄雨トンネル)	5,700,000	4	4	2,800,000	5,700,000	4	2,629,064			

				5	1,770,936
				6	400,000
				7	79,272
				15	0
				16	450,000
				17	425,000
				18	350,000
				19	500,000
				20	430,000
				21	500,000
				22	867,000
				23	1,221,800
				24	712,700
				25	898,600
				36,030,000	
				5	1,600,000
				6	400,000
				7	79,272
				15	0
				16	450,000
				17	425,000
				18	350,000
				19	500,000
				20	430,000
				21	500,000
				22	867,000
				23	1,221,800
				24	712,700
				25	898,600
				36,030,000	
			第3項 河川海岸費		
			鵜川治水ダム事業費 (鵜川)		

26	1,160,000	26	1,160,000	26	1,160,000
27	983,770	27	983,770	27	983,770
28	1,071,700	28	1,071,700	28	1,071,700
29	1,459,000	29	1,459,000	29	1,459,000
30	2,560,000	30	2,560,000	30	2,560,000
元	3,485,900	元	3,485,900	元	3,485,900
2	3,408,000	2	3,408,000	2	3,408,000
3	4,684,500	3	4,684,500	3	4,684,500
4	3,026,383	4	3,026,383	4	3,676,500
5	2,108,303	5	2,108,303	5	2,108,303
6	2,834,440	6	2,834,440	6	2,834,440
7	2,892,904	7	2,892,904	7	2,242,787
30	22,076	30	22,076	30	22,076
元	513,091	元	513,091	元	513,091
			22,899,083	23,578,678	
第6項 建築費			県中央病院新築事業		

2	42,750	2	42,750					2	42,750			2	42,750		
3	1,513,823	3	1,513,823					3	1,513,823			3	1,513,823		
4	7,503,279	4	7,503,279					4	7,503,279			4	7,503,279		
5	13,304,064	5	13,304,064					5	13,983,659			5	13,983,659		
25	0	25	0					25	0			25	0		
26	533,497	26	533,497					26	533,497			26	533,497		
27	3,719,041	27	3,719,041					27	3,719,041			27	3,719,041		
28	544,797	28	544,797					28	544,797			28	544,797		
29	317,279	29	317,279					29	317,279			29	317,279		
30	1,019,749	30	1,019,749					30	1,019,749			30	1,019,749		
元	4,223,793	元	4,223,793					元	4,223,793			元	4,223,793		
2	2,211,127	2	2,211,127					2	2,211,127			2	2,211,127		
3	729,421	3	729,421					3	729,421			3	729,421		
4	524,492	4	524,492					4	524,492			4	532,897		
				14,172,318				14,224,310							
				十日町病院改築事業											

第3表 債務負担行為補正								
1 追加								
事項	項	期	間	限	度	額	説	明
新潟ふるさと村アピール館管理協定		令和5年度から 令和11年度まで			1,022,000千円			
＊で描く物語展開催費用負担協定 (相手方 糸で描く物語展新潟実行委員会(仮称))		令和5年度			6,600千円			
阿賀野高校グラウンド敷地賃借契約 (相手方 関東財務局)		令和5年度から 令和7年度まで			10,573千円			

2 変 更		事 項	補 正		補 正		明 説
			期 間	限 度	期 間	限 度	
		新潟県信用保証協会損失補償契約	令和3年度から 令和13年度まで	4,761,974千円	令和3年度から 令和18年度まで	4,761,974千円	新潟県信用保証協会が令和2年度フーセー(経営のための代位弁済)による損失を補償する。当該損失は、当該協会に発生した損失に相当する。当該協会が損失を補償する。当該協会が損失を補償する。
		新潟県信用保証協会損失補償契約	令和4年度から 令和14年度まで	1,619,294千円	令和4年度から 令和19年度まで	1,619,294千円	新潟県信用保証協会が令和3年度フーセー(経営のための代位弁済)による損失を補償する。当該協会に発生した損失に相当する。当該協会が損失を補償する。当該協会が損失を補償する。
		一級河川十二沢川広域河川改修工事費用負担協定 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成28年度から 令和5年度まで	1,750,000千円	平成28年度から 令和8年度まで	1,750,000千円	

第4表 地方債補正 1 追加					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
石綿対策事業費 関岬キャンプ場改修事業費	千円 160,000 27,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
合 計	187,000				

2 変 更	起 債 の 目 的	補		正		前		正		後	
		限 度 額	千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	利 率	起 債 の 方 法	利 率	限 度 額	千円
	道 路 事 業 費	15,550,000		普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれが発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政償還の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。					
	河 川 事 業 費	18,014,000	15,576,000								
	海 岸 事 業 費	661,000	16,677,000								
	砂 防 事 業 費	8,389,000	639,000								
	街 路 事 業 費	557,000	6,977,000								
	公 園 事 業 費	872,000	254,000								
	公 営 住 宅 建 設 事 業 費	290,000	1,116,000								
	港 湾 事 業 費	4,441,000	352,000								
	空 港 事 業 費	922,000	3,744,000								
	漁 港 事 業 費	600,000	891,000								
	林 道 事 業 費	587,000	598,000								
	治 山 事 業 費	3,211,000	543,000								
			3,024,000								

農地事業費	11,735,000	11,392,000
災害復旧事業費	9,819,000	10,653,000
学校教育施設等整備事業費	2,201,000	2,156,000
生涯学習施設等整備事業費	79,000	55,000
社会福祉施設整備事業費	478,000	234,000
施設整備事業費 (一般財源化分)	247,000	15
地域活性化事業費	1,270,000	1,300,000
防災対策事業費	11,194,000	12,224,000
地方道路等整備事業費	11,082,000	9,107,000
合併特例事業費	1,301,000	1,470,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	256,000	563,000
河川等整備事業費	80,000	84,000
臨時高等学校改築等事業費	110,000	89,000
地域総合整備資金 貸付事業費	131,000	0

警察施設整備事業費	282,000	308,000
交通安全施設整備事業費	502,000	458,000
本庁舎改修事業費	409,000	326,000
地域機関改修事業費	491,000	455,000
大学等高等教育機関設置補助事業費	35,000	34,000
医療体制整備事業費	150,000	110,000
農林水産業振興事業費	30,000	0
公共施設等除却費	202,000	177,000
行政改革推進債	5,241,000	3,900,000
臨時財政対策債	15,800,000	10,944,000
退職手当債	3,700,000	1,900,000
減収補てん債	1,125,000	0
合 計	284,039,000	270,340,000

令和4年度新潟県債管理特別会計補正予算

- 令和4年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ490,012千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,788,400千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		217,278,412千円	△ 490,012千円	216,788,400千円
	第1項 繰入金	217,278,412	△ 490,012	216,788,400
歳入	合計	217,278,412	△ 490,012	216,788,400

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費	第1項 県債費	千円 217,278,412	千円 △ 490,012	千円 216,788,400
歳出	合計	217,278,412	△ 490,012	216,788,400

令和4年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332,501千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり資金貸付業収		千円 227,201	千円 105,300	千円 332,501
	第1項 繰越金	227,201	105,300	332,501
歳入	合計	227,201	105,300	332,501

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地貸 づく 事業 資金費	第1項 貸付 事業 費	千円 227,201	千円 105,300	千円 332,501
歳	出	227,201	105,300	332,501
	合 計			

令和4年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,206千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,188,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 2,121,131	千円 67,206	千円 2,188,337
	第1項 国庫支出金	654,694	△ 197,335	457,359
	第2項 財産収入	1,223	△ 1,148	75
	第3項 繰入金	1,403,584	208,587	1,612,171
	第4項 雑収入	742	△ 6	736
	第5項 県債	40,800	△ 7,434	33,366
	第6項 分担金及び負担金	20,088	△ 5,554	14,534

	第7項 寄 附 金		2,700	2,700	2,700
	第8項 繰 越 金		67,396	67,396	67,396
歳 入	合 計	2,121,131	67,206	2,188,337	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	2,121,131 <small>千円</small>	67,206 <small>千円</small>	2,188,337 <small>千円</small>
	第2項 害金積立	2,066,045	△ 506,865	1,559,180
	第3項 基金積立	1,223	457,284	458,507
	第4項 債出	53,622	△ 583	53,039
第4項 繰出		241	117,370	117,611
歳出	合計	2,121,131	67,206	2,188,337

起債の目的		補		正		前		補		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
災害援護資金貸付事業費		14,800	千円	普通貸借	無利子	災害用慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第15条第2項の規定による。		7,366	千円	補正前に同じ			

令和4年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,891,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,469,529千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業収入		189,578,269 千円	3,891,260 千円	193,469,529 千円
	第1項 分担金及び負担金	49,810,117	34,083	49,844,200
	第2項 国庫支出金	52,094,708	△ 2,507,993	49,586,715
	第3項 財産収入	6,987	△ 6,620	367
	第4項 繰入金	12,718,395	△ 1,810,044	10,908,351
	第5項 諸収入	72,059,823	5,995,986	78,055,809
	第6項 繰越金	2,888,239	2,185,848	5,074,087
歳 入	合 計	189,578,269	3,891,260	193,469,529

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業費	第1項 総務費	189,578,269 千円	3,891,260 千円	193,469,529 千円
	第2項 事業費	3,864	52	3,916
	第3項 基金積立金	185,299,367	3,901,366	189,200,733
	第4項 諸支出名	2,653,669	△ 6,620	2,647,049
歳出	合計	189,578,269	3,891,260	193,469,529

令和4年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ491,096千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	489,923 千円	1,173 千円	491,096 千円
	第2項 諸収入	2,903	△ 2,903	238,106
歳 入	合 計	489,923	1,173	491,096

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉資金費 貸付	第1項 貸付 事業費	千円 489,923	千円 1,173	千円 491,096
歳	出	489,923	1,173	491,096
	合 計			

令和4年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ425,881千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ371,540千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付収入		千円 797,421	千円 △ 425,881	千円 371,540
	第2項 諸 収 入	348,207	△ 35,281	312,926
	第3項 県 債	200,000	△ 185,750	14,250
	第4項 繰 越 金	243,054	△ 204,850	38,204
歳 入	合 計	797,421	△ 425,881	371,540

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 専 業 中小企業支援資金貸付	業		千円 797,421	千円 △ 425,881	千円 371,540
	第1項 貸付事業費		431,366	△ 381,052	50,314
	第2項 債券費		230,318	△ 23,043	207,275
	第3項 繰出金		135,737	△ 21,786	113,951
歳 出	合 計		797,421	△ 425,881	371,540

起債の目的		補		正		前		補		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		200,000	千円	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人、通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	14,250	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和4年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,480千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,602千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業付金		千円 51,111	千円 △ 25,480	千円 25,631
第2款 貸付事業収入	繰越金	51,041	△ 25,480	25,561
歳入	合計	182,082	△ 25,480	156,602

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業改善事業資金費	第1項 貸付事業費	千円 51,061	千円 △ 25,480	千円 25,581
歳	出	182,082	△ 25,480	156,602
	合計			

令和4年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40,475千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,366千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入		千円 60,841	千円 △ 40,475	千円 20,366
	第1項 繰入金	85	△ 85	
	第3項 繰越金	60,695	△ 40,390	20,305
歳入	合 計	60,841	△ 40,475	20,366

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金費 付事業	第1項 貸付事業費	千円 60,791	千円 △ 40,475	千円 20,316
歳	出	60,841	△ 40,475	20,366
	合 計			

令和4年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40,326千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入		千円 167,446	千円 △ 40,326	千円 127,120
	第1項 国庫支出金	57,330	△ 26,111	31,219
	第2項 財産収入	15,274	△ 4,859	10,415
	第3項 繰入金	79,391	△ 150	79,241
	第4項 県債	11,700	△ 11,700	
	第5項 繰越金	3,751	2,494	6,245

歳 入 合 計	167,446	△	40,326	127,120

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	166,446 千円	△ 40,326 千円	126,120 千円
	第2項 県債費	87,055	△ 40,176	46,879
歳	出	167,446	△ 40,326	127,120
	合 計			

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法
県有林事業費	11,700	千円	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。							

令和4年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131,525千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ533,440千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金	収入	千円 401,915	千円 131,525	千円 533,440
	第1項 財産収入	400,000	131,525	531,525
歳入	合計	401,915	131,525	533,440

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金事業費		千円 401,915	千円 131,525	千円 533,440
	第2項 繰出金	400,000	131,525	531,525
歳出	合計	401,915	131,525	533,440

令和4年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ337,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,290,460千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業収入		千円 2,627,860	千円 △ 337,400	千円 2,290,460	
	第2項 国庫支出金	15,000	△ 15,000		
	第6項 県債	917,000	△ 322,400	594,600	
歳入	合計	2,627,860	△ 337,400	2,290,460	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費		千円 2,627,707	千円 △ 337,400	千円 2,290,307
	第1項 事業費	1,195,669	△ 337,400	858,269
歳	出	2,627,860	△ 337,400	2,290,460
	合 計			

起債の目的		補		正		前		正		補		後		
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費		375,000	千円	又発行格額とれ発行額たな限す 普通債発行面回、その差減る必要限算を は(発行面回、その差埋に金額に金額と をき、その格埋に金額に金額と る。)	年9パー セント 以内	借入れの年40元均法は2期に償還し、 を等又均等元均法は2期に償還し、 等不元均法は2期に償還し、 度又元均法は2期に償還し、 りし満期一括払いの償還する。より繰上 置償し、期間中償還し、は低利で え、ることできる。	据置期間 元均法は年 元均法は年 元均法は年	据置期間 元均法は年 元均法は年 元均法は年	据置期間 元均法は年 元均法は年 元均法は年	据置期間 元均法は年 元均法は年 元均法は年	据置期間 元均法は年 元均法は年 元均法は年	据置期間 元均法は年 元均法は年 元均法は年	据置期間 元均法は年 元均法は年 元均法は年	据置期間 元均法は年 元均法は年 元均法は年
		52,600		千円								594,600		
合 計		917,000								594,600				

令和4年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予	定	量	変	更	予	定	量		
	業	関										係	供
1	営	業	係									MWh	426,770
												MWh	444,256

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額			補	正	予	定	額	計
		千円	千円	千円						
第1款	電	業	業	業	△	259,454			千円	6,689,468
	第1項	営	業	収	△	257,672				6,565,938
	第2項	財	務	収	△	100				3,527
	第3項	事	業	外	△	1,682				120,003

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	7,057,183	252,606	7,309,789
第1項 営業費用	6,551,005	△ 922,248	5,628,757
第3項 事業外費用	309,066	142,810	451,876
第5項 特別損失		1,032,044	1,032,044

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,380,774千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	4,138,011	△ 1,592,000	2,546,011
第1項 企業債	3,728,000	△ 1,592,000	2,136,000

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	9,577,214	△ 1,650,429	7,926,785
第1項 建設改良費	4,657,810	△ 1,653,012	3,004,798
第5項 投資		2,583	2,583

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源								
				過 損 留 保	度 定 金	減 積	債 立 金	建 設 改 良 積 立 金	経 営 安 定 金 積 立 金	地 域 振 興 積 立 金	消 費 税 支 出 整 理 額	
第1項 建設改良費	3,004,798	2,136,001	868,797									
第2項 企業債償還金	1,918,404	410,000	1,508,404	1,457,404		51,000		388,723	208,000			
第3項 他会計繰出金	3,000,000		3,000,000								3,000,000	
第4項 雑支出	1,000	10	990	990								
第5項 投資	2,583		2,583	2,583								
計	7,926,785	2,546,011	5,380,774	1,460,977		51,000		388,723	208,000		3,000,000	272,074

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事 業 名	元 金 額		金 額		変 更 金 額	
			総額 千円	年度 元	年割額 千円	総額 千円	年度 元	年割額 千円
1	資本的支出	1 建設改良費	7,985,170	元	176,395	元	176,395	
				2	128,325	2	128,325	
				3	1,607,555	3	1,607,555	
				4	2,526,492	4	981,093	
				5	1,798,830	5	2,828,849	
				6	1,747,573	6	1,939,389	
						7	323,564	
			7,985,170		7,985,170			

(企 業 債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
水力発電所建設改良事業費	千円 3,728,000	千円 2,136,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与と費	千円 1,030,702	千円 942,107

令和4年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	予	定	量	変	更	予	定	量
		予	定	量	更	定	量	予	定	量
1	営業関係	2	年間	総給水量	50,356,797	51,304,995	立方メートル			
		3	一日	平均給水量	138,726	141,336	立方メートル			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業収益	1,917,473	165,108	2,082,581
第1項 営業収益	1,529,762	32,283	1,562,045
第2項 営業外収益	240,221	8,069	248,290
第3項 特別利益	147,490	124,756	272,246

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	1,984,600	13,106	1,997,706
第1項 営業費用	1,948,301	△	1,882,455
第2項 営業外費用	26,299	78,952	105,251

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額724,459千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	千円 1,912	千円 46,486	千円 48,398
第2項 雑収入	1,882	25,098	26,980
第3項 他会計補助金		21,388	21,388

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 856,717	千円 83,860	千円 772,857
第1項 建設改良費	726,822	△ 83,861	642,961
第3項 投資	11	1	12

区 分	支出予定額 千円	充当財源 収入予定額 千円	差引不足額 千円	補 て ん 財 源		
				建設改良 積立金 千円	過損留 益保 年働資 定金 千円	消費的 資本調 整 税収額 千円
第1項 建設改良費	642,961	48,398	594,563	367,707	171,747	55,109
第2項 企業償還金	129,884		129,884		129,884	
第3項 投資	12		12		12	
計	772,857	48,398	724,459	367,707	301,643	55,109

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
上越工業用水道 運転管理及び巡視点検業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	335,108	令和5年度から 令和8年度まで	365,507

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 373,869	千円 335,164

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を

56,911千円に改める。

令和4年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	変更	予定量
1	営業関係土地の売却	平方メートル 109,000	平方メートル 107,524	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 2,034,038	千円 148,141	千円 2,182,179
第1項	営業収益	1,228,500	148,197	1,376,697
第2項	営業外収益	805,538	△ 56	805,482

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	1,145,476	96,022	1,241,498
第1項 営業費用	1,138,395	95,332	1,233,727
第2項 営業外費用	6,081	690	6,771

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額 千円	変 更 金 額 千円
職 員 給 与 費	49,619	27,798

(他会計からの補助金)

第5条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,145千円に改める。

令和4年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和4年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	積	変	更	面	積
1	土 地 の 売 却		平方メートル 8,241			平方メートル 1,080	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 106,740	千円 △ 71,147	千円 35,593
	第1項 営業収益	104,132	△ 71,148	32,984
	第2項 営業外収益	2,608	1	2,609

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 用地造成事業費用	千円 64,574	千円 △ 49,109	千円 15,465
第1項 営業費用	64,518	△ 49,109	15,409

令和4年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	入	外		
年 間 患 者 数	院	来	678,000 人	640,000 人
		計	1,136,000 人	1,109,000 人
1 日 平 均 患 者 数	院	来	1,858 人	1,753 人
		計	4,675 人	4,564 人
			6,533 人	6,317 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	76,037,007	725,824	76,762,831
第1項 医療収益	59,764,715	△ 793,198	58,971,517
第2項 医療外収益	16,272,092	1,519,222	17,791,314
第3項 特別利益	200	△ 200	

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	76,382,554	1,260,914	77,643,468
第1項 医療費用	74,632,641	1,430,473	76,063,114
第2項 医療外費用	1,749,713	△ 169,359	1,580,354
第3項 特別損失	200	△ 200	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,687,196千円は、過年度分損益勘定留保資金1,687,196千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	9,053,665	△ 73,805	8,979,860
第1項 投資回収金	1,853	△ 898	955
第2項 企業債	5,218,200	△ 92,900	5,125,300
第3項 補助金	8,492	33,645	42,137
第4項 負担金交付金	3,823,583	△ 13,582	3,810,001
第5項 その他資本的収入	1,537	△ 70	1,467

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	10,757,480	△ 90,424	10,667,056
第1項 建設改良費	5,655,044	△ 90,992	5,564,052
第2項 投資	1,853	568	2,421

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		變更金額	
			總額	千円	年度	年割額	總額	年度
1 資本的支出	1 建設改良費	十日町病院改築事業	14,863,351	千円	25	千円	25	千円
					26	546,230	26	546,230
					27	3,726,370	27	3,726,370
					28	561,097	28	561,097
					29	321,756	29	321,756
					30	1,028,382	30	1,028,382
					元	4,248,794	元	4,248,794
					2	2,384,015	2	2,384,015
					3	745,495	3	745,495
					4	542,000	4	542,137
					5	759,212	5	413,792
							6	345,283
							27	290,004
				14,863,351			290,004	

									727,650		727,650
									4,321,730		4,321,730
									1,675,273		1,675,273
									276,132	元	276,132
							9,259,596		241,664	2	241,664
									959,493	3	959,493
									275,611	4	242,264
									492,039	5	24,944
										6	500,442

加茂病院改築事業

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的		元金額	変更金額
病院整備事業費		5,218,200千円	5,125,300千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元 金 額	変 更 金 額
1 職 員 給 与 費	千円 37,347,926	千円 38,260,998
2 交 際 費	1,000	200

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,357,555千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科 目	元 金 額	変 更 金 額
た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	千円 21,121,290	千円 21,050,634

令和4年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	予	定	量	変	更	予	定	量
年間患者数	入	院	来	170,000	人			162,000	人	
	外			289,000	人			293,000	人	
	計			459,000	人			455,000	人	
1日平均患者数	入	院	来	464	人			442	人	
	外			1,193	人			1,206	人	
	計			1,657	人			1,648	人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業収益	3,624,918	100,109	3,725,027
第1項	医療収益	60,921	2,469	63,390
第2項	医療外収益	3,495,597	166,040	3,661,637
第3項	特別利益	68,400	△ 68,400	

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	3,647,045	170,226	3,817,271
第1項	医療費用	3,218,045	△ 153,299	3,064,746
第2項	医療外費用	429,000	323,525	752,525

(資本的収入)

第4条 資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	9,415,840	△ 10,225	9,405,615
第1項 企業債	7,705,000	△ 2,000	7,703,000
第2項 補助金	9,402	△ 9,120	282
第3項 負担金交付金	1,701,438	895	1,702,333

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	9,415,840	△ 10,225	9,405,615
第1項 建設改良費	8,704,276	△ 10,225	8,694,051

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		変更金額		
			総額	千円	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	県中央基幹病院新築事業	22,899,083	千円	30	22,076	千円	30	22,076
					元	513,091		元	513,091
					2	42,750		2	42,750
					3	1,513,823		3	1,513,823
					4	7,503,279		4	7,503,279
				5	13,304,064		5	13,983,659	
								23,578,678	

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元	金額	変更金額
病院整備事業費	千円	7,705,000	千円
			7,703,000

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を816,714千円に改める。

令和4年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1 営 業 関 係	2 年間総処理水量	80,276,705 立方メートル	77,979,941 立方メートル
	3 一日平均処理水量	219,936 立方メートル	213,644 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	流域下水道事業収益	12,566,214	△ 96,837	12,469,377
第1項	営業収益	4,481,718	△ 137,970	4,343,748
第2項	営業外収益	8,084,486	41,143	8,125,629
第3項	特別利益	10	△ 10	

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	流域下水道事業費用	11,654,175	74,341	11,728,516
第1項	営業費用	10,704,809	82,137	10,786,946
第2項	営業外費用	849,356	△ 7,786	841,570
第3項	特別損失	10	△ 10	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,192,794千円は、当年度分損益勘定留保資金1,418,153千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額157千円、当年度利益剰余金処分額740,861千円及び繰越利益剰余金処分額33,623千円で補てんする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	7,013,752	△ 1,438,144	5,575,608
第1項 企業債	1,712,900	△ 249,000	1,463,900
第2項 国庫補助金	3,618,259	△ 795,249	2,823,010
第3項 他会計補助金	118,347	△ 72,447	45,900
第4項 負担金	1,564,246	△ 321,448	1,242,798

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	9,208,965	△ 1,440,563	7,768,402
第1項 建設改良費	6,749,172	△ 1,440,709	5,308,463
第5項 固定資産購入代金		145	145
第6項 国庫補助金返還金		1	1

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
流域下水道事業	千円 1,445,900	千円 1,196,900

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	千円 301,196	千円 314,678

(他会計からの補助金)

第7条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,378,727千円に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金の処分額を774,484千円に改め、次のとおり処分するものと改める。

区分	元金額	変更金額
減債積立金	千円 782,485	千円 774,484

令和4年度新潟県一般会計補正予算

令和4年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政策費	特定地域の自立・安全を支援する事業費	2,772 千円
		地域活性化推進費	305,554
第3款 環境費	第1項 環境政策費	本庁舎整備費	229,717
		県有財産管理費	14,370
		県有施設の脱炭素設備導入費	24,388
		業務用建物の脱炭素化推進費	12,062

		雪国型ZEHモニター実証事業費	23,331
第2項	環境対策費	自然公園等利用施設修繕費	50,000
		関岬キヤンプ場整備費	36,000
第3項	資源循環推進費	3R取組企業支援費	8,281
第4項	防災費	教育訓練施設等整備費	87,153
第4款	福祉保健費	地域基幹病院整備補助金	55,904
		回復期リハビリテーション病棟等施設整備事業費	5,253
		医療機関原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援費	180,000
		第2次救急医療体制整備補助金	15,152
		介護職員宿舍施設整備支援費	18,206
第5項	高齢福祉保健費	介護施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援費	14,077
第7項	生活衛生費	生活基盤施設耐震化等補助金	35,000
		水道施設災害復旧費補助金	1,978
第8項	障害福祉費	障害福祉施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援費	3,776

	障害児通所支援事業所安全対策事業費	69,720
	バリアフリーーまちづくり事業費	601,138
	障害者支援施設等整備補助金	281,557
	県立児童福祉施設整備事業費	32,778
	認可外保育施設安全対策事業費	4,500
	児童福祉施設等原油・原材料価格高騰等 対応設備導入緊急支援費	14,242
	商店街機能強化等促進費	16,400
	商工会地域活性化推進補助金	4,712
	中小企業等原油・原材料価格高騰等対応 設備導入緊急支援費	444,600
	被災中小企業等再建支援費	213,000
	再生可能エネルギー設備導入促進費	874
	自然エネルギー島構想実現に向けた 太陽光発電等導入促進費	96,924
	新潟ふるさと村施設整備費	14,235
	新潟観光ファーンづくり費	5,390
	第9項 子ども家庭費	
	第2項 地域産業振興費	
第6款 産業費	第3項 創業・イノベーション推進費	
	第5項 観光費	

		教育旅行誘致推進費	14,940
		観光基盤整備事業費	10,200
	第7項 文化費	文化財保護助成費	7,500
		近代美術館維持補修費	11,550
	第8項 スポーツ費	社会体育施設管理費	8,250
第7款 農林水産業費	第1項 農業総務費	農業総務課運営費	2,025
	第2項 地域農政推進費	農林水産業総合振興事業助成費	21,611
	第3項 農産園芸費	大規模園芸産地創出事業補助金	50,000
		農薬適正管理事業補助金	19,291
		肥料価格高騰対策支援補助金	853,346
		緊急有害鳥獣被害防止総合対策補助金	5,455
	第6項 畜産業費	家畜保健衛生所運営費	1,412
	第7項 水産業費	水産課運営費	3,219
		漁場環境保全創造事業費	88,978

県営漁港維持管理費 2,117	
県営漁港維持補修費 11,019	
県営漁港海岸保全施設点検費 8,220	
県営漁港海岸保全事業費 92,693	
市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金 113,076	
市町村営漁業集落環境整備事業補助金 10,540	
県営漁港整備事業費 22,098	
林道改良事業助成費 22,666	第8項 林業費
県単林道整備事業補助金 5,656	
地域活性化林道事業費 83,181	
さのこ王国支援事業補助金 15,843	
県営貯木場跡地護岸整備費 73,338	
持続的林業確立対策事業補助金 21,912	
予防治山事業費 122,312	

地すべり防止事業費	169,755
機能強化・老朽化対策事業費	101,871
山地防災力強化総合対策事業費	55,531
災害関連緊急治山等事業費	1,037,186
小規模治山事業費	78,534
小規模治山事業補助金	2,696
緑と水の総合治山事業費	12,930
土砂災害緊急治山事業費	31,880
土砂災害緊急治山事業補助金	21,500
特定母樹採種園緊急整備事業費	11,800
土地改良施設県管理費	417,087
第9項 農地管理費	
県営地盤沈下対策農地事業費	150,000
第10項 農地基盤整備費	
県営農道橋等保全対策事業費	16,000
県営地域用水環境整備事業費	24,118

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 562 252 1137"> 団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業 助成費 </td> <td data-bbox="165 183 252 562">233,249</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 562 338 1137"> 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 助成費 </td> <td data-bbox="252 183 338 562">124,351</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 562 424 1137"> 団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業 助成費 </td> <td data-bbox="338 183 424 562">38,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 562 510 1137"> 団体営土地改良施設突発事故復旧事業助成費 </td> <td data-bbox="424 183 510 562">6,578</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 562 596 1137"> 団体営農村振興総合整備事業助成費 </td> <td data-bbox="510 183 596 562">8,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 562 683 1137"> 園芸産地化耕作条件改善事業助成費 </td> <td data-bbox="596 183 683 562">42,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 562 769 1137"> 基盤整備促進事業助成費 </td> <td data-bbox="683 183 769 562">114,549</td> </tr> <tr> <td data-bbox="769 562 855 1137"> 団体営里地棚田保全整備事業助成費 </td> <td data-bbox="769 183 855 562">12,028</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 562 941 1137"> 耕作条件改善事業助成費 </td> <td data-bbox="855 183 941 562">78,584</td> </tr> <tr> <td data-bbox="941 562 1027 1137"> 県単地すべり防止事業費 </td> <td data-bbox="941 183 1027 562">61,300</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1027 562 1114 1137"> 県単農業・農村整備事業補助金 </td> <td data-bbox="1027 183 1114 562">13,475</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1114 562 1200 1137"> 県単地すべり防止事業調査費 </td> <td data-bbox="1114 183 1200 562">1,120</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 562 1286 1137"> 防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画事業補助金 </td> <td data-bbox="1200 183 1286 562">93,718</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1286 562 1385 1137"> 農業用水水利権変更更新調査費 </td> <td data-bbox="1286 183 1385 562">1,870</td> </tr> </table>	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業 助成費	233,249	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 助成費	124,351	団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業 助成費	38,500	団体営土地改良施設突発事故復旧事業助成費	6,578	団体営農村振興総合整備事業助成費	8,100	園芸産地化耕作条件改善事業助成費	42,000	基盤整備促進事業助成費	114,549	団体営里地棚田保全整備事業助成費	12,028	耕作条件改善事業助成費	78,584	県単地すべり防止事業費	61,300	県単農業・農村整備事業補助金	13,475	県単地すべり防止事業調査費	1,120	防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画事業補助金	93,718	農業用水水利権変更更新調査費	1,870
団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業 助成費	233,249																													
地域農業水利施設ストックマネジメント事業 助成費	124,351																													
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業 助成費	38,500																													
団体営土地改良施設突発事故復旧事業助成費	6,578																													
団体営農村振興総合整備事業助成費	8,100																													
園芸産地化耕作条件改善事業助成費	42,000																													
基盤整備促進事業助成費	114,549																													
団体営里地棚田保全整備事業助成費	12,028																													
耕作条件改善事業助成費	78,584																													
県単地すべり防止事業費	61,300																													
県単農業・農村整備事業補助金	13,475																													
県単地すべり防止事業調査費	1,120																													
防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画事業補助金	93,718																													
農業用水水利権変更更新調査費	1,870																													

	県営農業農村整備調査計画費	59,512
	団体営調査設計事業補助金	100,000
	農山漁村情報通信環境整備計画策定補助事業	40,579
	地籍調査事業費	38,881
第8款 土木	第1項 土木管理費	15,582
	道路台帳整備費	2,700
	河川台帳整備費	6,295
	土木施設等環境整備対策費	408,239
	うるおいの新潟創成事業費	43,918
	公共事業企画調査費	15,089
	社会資本長寿命化対策費	299,486
	建設業活性化支援事業費	7,950
	管理関係道路調査費	178,342
	建設関係道路調査費	82,767
	第2項 道路橋りょう費	

道路維持管理費	835,688
弥彦山・七浦道路維持管理費	9,876
舗装道路維持修繕費	14,725
橋りょう維持修繕費	332,797
隧道維持修繕費	47,400
防災・防雪施設維持修繕費	22,752
道路改築費(県単)	639,471
地域づくり基盤道路整備事業費	1,044,776
道路安全施設費	545,115
道路改良善費	456,526
道路防災対策費	105,200
橋りょう補修費(県単)	841,432
隧道補修費	392,844
舗装道路補修費	1,010,061

防災・防雪施設補修費	308,282
雪寒対策機械整備費	108,169
雪寒施設整備費	80,998
道路融雪施設補修費	851,437
道路融雪施設維持費	2,500
電源立地関係道路費	69,000
排水機場等維持管理費	47,056
排水機場等整備費	36,811
魚野川流域水環境影響調査費	3,098
河川調査費	67,064
海岸調査費	1,165
水防施設維持管理費	2,778
豪雨時の主体的な避難行動支援費	10,000
河川維持費	335,797

河川補修費	934,123
ふるさとの川づくり協働事業費	1,000
河川環境整備費	7,940
河川整備費	627,800
海岸侵食対策費	147,000
海岸環境整備費	18,000
海岸老朽化対策費	10,000
海岸維持費	10,000
海岸施設補修費	123,000
海岸整備費	152,953
ダム維持管理費	24,907
ダム施設緊急整備事業費	318,429
砂防施設等管理費	2,613
河川砂防調査費	54,269

地すべり調査費	1,863
急傾斜地崩壊対策調査費	167
雪崩対策調査費	361
砂防設備修繕費	40,000
砂防施設維持修繕費	16,057
地すべり防止施設維持修繕費	5,683
急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	7,721
災害関連緊急砂防費	2,552,922
集落雪崩対策施設維持修繕費	950
砂防工事費	142,771
土砂災害・火山噴火緊急事業費	834,547
障害防止費	24,249
情報システム修正費	877
気象観測機器更新費(砂防)	575

	災害関連緊急地すべり対策費	200,000
	地すべり防止工事費	34,792
	急傾斜地崩壊防止工事費	31,000
	集落雪崩対策費	16,216
	都市計画基礎調査費	5,746
	持続可能なまちづくり推進事業費	900
	美しいまちづくり推進事業費	2,497
	空き家対策支援事業費	1,500
	街路整備備費	171,982
	景観・歴史まちづくり推進事業費	7,999
	政令指定都市拠点化支援交付金	57,800
	公園整備備費(県単)	143,300
	公園維持管理費	15,000
	にぎわい空間創出支援モデル事業費	2,500
第5項 都市計画費		

		流域別下水道整備総合計画策定費	9,300
第6項 建築費	費	空き家再生等支援費	29,131
		流域下水道事業建築工事費	147,000
		既設公営住宅改善費	409,270
		公営住宅建設費	55,434
		住環境整備費	25,700
第7項 交通政策費	費	県営住宅管理費	23,527
		地域公共交通感染症拡大防止対策費	265,940
第8項 港湾振興費	費	脱炭素型輸出入コロナ貨物輸送需要調査費	12,150
		万代島施設維持管理費	16,683
第9項 港湾費	費	港湾施設維持管理費	266,709
		派川加治川補償用水施設等管理費	26,723
		港湾等調査費	62,015
		港湾修繕費	157,914

第9款 警察費	第1項 警察管理費	港 灣 整 備 費	41,634
		港 灣 環 境 整 備 費	156,439
		港 灣 施 設 改 良 統 合 補 助 事 業 費	812,039
		佐 渡 空 港 維 持 管 理 費	25,897
		佐 渡 空 港 改 修 費	344,537
		警 察 庁 舎 等 特 別 修 繕 費	74,901
		南 魚 沼 警 察 署 建 築 費	18,041
		十 日 町 警 察 署 建 築 費	133,100
		交 番 駐 在 所 建 築 費	7,887
		警 察 署 等 整 備 費	86,545
第10款 教育費	第1項 教育総務費	公 立 幼 稚 園 I C T 環 境 整 備 支 援 費	14,250
		高 校 大 規 模 ・ 耐 震 改 修 費 (県 単)	918,624
	第3項 高等学校費	高 等 学 校 冷 房 整 備 費	86,629
		高 校 環 境 整 備 費	252,695

	高校外壁老朽化対策費		11,818
	高校修繕費		46,914
	特別支援学校環境整備費(県単)		9,870
	自然体験活動費		7,779
	こどもの安心・安全対策支援費		94,920
	私立幼稚園安心・安全対策支援費		18,720
	林道施設災害復旧事業助成費		658,514
	治山施設災害復旧費		200,450
	耕地災害復旧費		3,412,093
	農業共同利用施設災害復旧事業助成費		214
	建設関係災害復旧費		9,833,464
	県単災害復旧費		92,575
	警察施設等災害復旧費		2,374
	学校災害復旧費		38,724
	第4項特別支援学校費		
	第6項生涯学習推進費		
	第7項保健体育費		
	第8項私学教育振興費		
第11款	農林水産施設費	災害復旧	
	第1項	農林水産施設費	
	第2項	土災	
	第4項	警災	
	第5項	教災	

	第6項 震災 業 害 復 施 旧 設 費	社会 体育 施設 災 害 復 旧 費	44,929
合	計		42,814,041

2 変更						
款	項	事業名	修正前の額	修正後の額		
第2款 総務費	第1項 政策費	ウクライナ避難民受入支援費	千円 3,100	千円 4,924		
第4款 福祉保健費	第5項 高齢福祉保健費	高齢者福祉施設整備補助金	53,848	717,727		
	第6項 健康対策費	出産・子育て支援費	1,527,395	3,163,937		
第6款 産業費	第2項 地域産業振興費	地場産業振興総合支援費	12,000	42,130		
	第4項 産業立地費	未来創造産業立地促進補助金	1,000,000	1,852,598		
	第5項 観光費	観光需要喚起緊急対策費	33,500	4,209,754		
第7款 農林水産業費	第7項 文化費	自然科学館施設整備費	230,000	329,858		
	第2項 地域農政推進費	経営構造対策事業助成費	1,904,000	2,117,267		
	第7項 水産業費	県営水産生産基盤整備事業費		65,220	296,775	
		県営水産物供給基盤機能保全事業費		287,000	425,533	
	第8項 林業費	県営漁港施設機能強化事業費		35,000	228,890	
		林道開設事業費	233,330	692,804		

民有林造林奨励補助金	171,910	737,959
復旧治山事業費	175,350	253,672
防災林造成事業費	508,200	715,209
保安林保育事業費	95,785	101,959
県営かんがい排水事業費	1,517,919	1,972,919
県営基幹水利用施設 ストックマネジメント事業費	764,792	1,005,792
県営農地防災排水事業費	880,731	892,793
県営湛水防除事業費	2,680,515	2,920,515
県営地すべり対策農地事業費	258,210	532,310
県営ため池等整備事業費	1,119,465	1,420,929
国営附帯県営農地防災事業費	188,412	199,412
県営特定農業用管水路等特別対策事業費	175,243	177,243
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業費	954,676	1,123,291
県営経営体育成基盤整備事業費	11,813,957	13,549,820

第10項 農地基盤整備費

		県営中山間地域対策事業費	684,361	1,164,216
		団体営農道保全対策事業助成費	18,223	86,038
		団体営農業集落排水事業助成費	39,549	233,149
		防災・減災対策農業水利施設 点検・調査計画費	60,000	633,000
		団体営農村整備事業調査計画補助金	122,500	127,000
第8款 土 木 費	第11項 農地計画費 第2項 道路橋りょう費	道路改良費	1,145,151	4,020,584
		災害防除施設費	925,387	1,136,032
		交通安全施設費	279,585	470,976
		橋りょう補修費	829,015	978,849
		緊急地方道路整備費	7,603,321	13,856,365
		緊急地方道路整備費(街路)	283,500	1,297,025
		河川管理施設機能確保事業費	491,400	655,100
		総合流域防災対策情報基盤等整備費	120,750	246,750
		広域河川改修費	2,564,100	5,978,604
			第3項 河川海岸費	

	河川総合流域防災対策整備費	231,000	333,508
	河川災害復旧助成費	1,181,400	1,985,636
	河川災害復旧関連緊急事業費	2,035,700	3,260,997
	海岸高潮対策費	85,800	120,800
	河川総合開発事業費	76,730	308,320
	堰堤改良費	802,656	838,210
第4項	砂防費	929,304	2,567,494
	砂防総合流域防災対策整備費	1,665,256	2,262,874
	火山砂防費	156,000	486,705
	地すべり対策費	873,600	1,174,515
	急傾斜地崩壊対策費	639,600	819,600
第5項	都市計画費	10,500	368,087
	公園整備費	505,282	1,255,482
第7項	交通政策費	7,225	31,475

第10款 教育費	第9項 港湾費	港湾改修費	230,000	1,517,306
	第1項 教育総務費	港湾海岸保全費	186,000	472,070
		県立学校整備関係費	1,906	8,674
	第4項 特別支援学校費	特別支援学校大規模・耐震改修費(県単)	123,574	133,574
合 計			58,243,705	95,160,807

令和4年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正
1 変 更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	千円 9,845	千円 29,404
合	計		9,845	29,404

令和4年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費	335,590
		港湾施設整備費	14,100
合	計		349,690

危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

1 講習会の期日及び場所

開催地	講習会場	講習種別	講習期日
新潟市	新潟テルサ	一般	令和5年6月14日（水）
新発田市	新発田市生涯学習センター	一般	令和5年6月20日（火）
佐渡市	アミューズメント佐渡	一般	令和5年6月27日（火） 令和5年6月28日（水）
糸魚川市	糸魚川建設会館	一般	令和5年6月30日（金）
上越市	リージョンプラザ上越	一般、コンビナート	令和5年7月5日（水） 令和5年7月6日（木）
長岡市	長岡リリックホール	一般	令和5年7月14日（金）
三条市	三条市体育文化会館	給油取扱所、一般	令和5年7月28日（金）
新潟市	新潟テルサ	給油取扱所、一般	令和5年8月3日（木）
村上市	村上市民ふれあいセンター	一般	令和5年8月10日（木）
十日町市	十日町地場産センタークロス10	一般	令和5年8月23日（水）
新潟市	新潟テルサ	一般、コンビナート	令和5年8月30日（水）
長岡市	長岡リリックホール	一般	令和5年9月6日（水）
柏崎市	柏崎市文化会館アルフォーレ	一般	令和5年9月15日（金）
南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター	一般	令和5年9月19日（火）
糸魚川市	糸魚川建設会館	一般	令和5年9月21日（木）
上越市	リージョンプラザ上越	一般、コンビナート	令和5年9月26日（火） 令和5年9月27日（水）
小千谷市	小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや	一般	令和5年10月18日（水）
新発田市	新発田市生涯学習センター	一般	令和5年10月25日（水）
新潟市	新潟テルサ	一般、コンビナート	令和5年11月2日（木）
三条市	三条市体育文化会館	一般	令和5年11月14日（火）
上越市	リージョンプラザ上越	コンビナート	令和5年11月17日（金）

2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、9時から

午後の講習の場合は、13時から

講習時間 午前の講習の場合は、9時30分から12時30分まで

午後の講習の場合は、13時30分から16時30分まで

4 受講申請受付期間

- (1) 講習期日が6月14日（水）のときは、令和5年5月17日（水）から31日（水）まで
- (2) 講習期日が6月20日（火）のときは、令和5年5月23日（火）から6月6日（火）まで
- (3) 講習期日が6月27日（火）、28日（水）のときは、令和5年5月30日（火）から6月13日（火）まで
- (4) 講習期日が6月30日（金）のときは、令和5年6月2日（金）から16日（金）まで
- (5) 講習期日が7月5日（水）、6日（木）のときは、令和5年6月7日（水）から21日（水）まで
- (6) 講習期日が7月14日（金）のときは、令和5年6月16日（金）から30日（金）まで
- (7) 講習期日が7月28日（金）のときは、令和5年6月30日（金）から7月14日（金）まで
- (8) 講習期日が8月3日（木）のときは、令和5年7月6日（木）から20日（木）まで
- (9) 講習期日が8月10日（木）のときは、令和5年7月13日（木）から27日（木）まで

- (10) 講習期日が8月23日(水)のときは、令和5年7月26日(水)から8月9日(水)まで
- (11) 講習期日が8月30日(水)のときは、令和5年8月2日(水)から16日(水)まで
- (12) 講習期日が9月6日(水)のときは、令和5年8月9日(水)から23日(水)まで
- (13) 講習期日が9月15日(金)のときは、令和5年8月18日(金)から9月1日(金)まで
- (14) 講習期日が9月19日(火)のときは、令和5年8月22日(火)から9月5日(火)まで
- (15) 講習期日が9月21日(木)のときは、令和5年8月24日(木)から9月7日(木)まで
- (16) 講習期日が9月26日(火)、27日(水)のときは、令和5年8月30日(水)から9月13日(水)まで
- (17) 講習期日が10月18日(水)のときは、令和5年9月20日(水)から10月4日(水)まで
- (18) 講習期日が10月25日(水)のときは、令和5年9月27日(水)から10月11日(水)まで
- (19) 講習期日が11月2日(木)のときは、令和5年10月5日(木)から19日(木)まで
- (20) 講習期日が11月14日(火)のときは、令和5年10月17日(火)から31日(火)まで
- (21) 講習期日が11月17日(金)のときは、令和5年10月19日(木)から11月2日(木)まで

5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内

郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490

公益財団法人新潟県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円分の新潟県収入証紙で納入

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は危険物取扱者免状、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会、市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は公益財団法人新潟県危険物安全協会(電話番号025-285-3490)へ行うこと。

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について(公告)

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	7月19日(水)	新潟ユニゾンプラザ
消火設備	7月26日(水)	新潟ユニゾンプラザ
	11月7日(火)	ハイブ長岡
	11月15日(水)	新潟ユニゾンプラザ
警報設備	7月20日(木)	新潟ユニゾンプラザ
	7月27日(木)	新潟ユニゾンプラザ
	11月8日(水)	ハイブ長岡
	11月16日(木)	新潟ユニゾンプラザ
避難設備・消火器	11月21日(火)	上越テクノスクール
	7月28日(金)	新潟ユニゾンプラザ
	11月9日(木)	ハイブ長岡
	11月17日(金)	新潟ユニゾンプラザ
	11月22日(水)	上越テクノスクール

2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類

避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類
----------	-------------------

3 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分程度

4 受講申請手続

(1) 受付期間

① 7月講習

令和5年6月12日(月)から令和5年6月20日(火)まで

② 11月講習

令和5年9月4日(月)から令和5年9月12日(火)まで

(2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ 2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

(3) 必要書類等

① 受講申請書(講習区分ごとに提出する。)

② 写真1枚(受講申請書提出前6か月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。)

③ 受講手数料7,000円(新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付する。)

5 その他

(1) 受講案内書及び受講申請書配布場所

一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署

(2) 受講時に持参するもの

消防設備士免状、受講票、筆記用具

(3) 問い合わせ先

一般財団法人新潟県消防設備協会 電話番号 025-284-2420

調理師試験の実施について(公告)

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、令和5年度新潟県調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第3条の2第2項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

1 試験日時

(1) 本試験

令和5年10月28日(土) 午後1時30分から3時30分まで

ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

(2) 再試験

災害等、やむを得ない事情により試験を延期する場合、再試験を実施する。

令和5年12月9日(土) 午後1時30分から3時30分まで

ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

2 本試験の場所

調整中(県内2会場の予定)

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて、正規職員として2年以上、調理業務に従事した者。

なお、正規職員以外（パート・アルバイト等）であって、週4日かつ1日6時間以上又は週5日かつ1日5時間以上の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に調理業務に従事するような雇用形態である場合は、正規職員に準じるものとして当該雇用形態で勤務していた期間を調理業務に従事した期間としてみなすことができるものとする。

5 提出書類

- (1) 受験申請書
- (2) 受験票・写真台帳
- (3) 受験手数料の領収証書
- (4) 受験票送付用封筒
- (5) 卒業証明書
- (6) 調理業務従事証明書
- (7) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ）
- (8) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等（該当者のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）
- (9) 国籍等表示のある住民票（外国籍の場合のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）

上記(1)～(4)及び(6)については、公益社団法人調理技術技能センターが定める様式を使用すること。

ただし、上記(5)の提出が困難な事情がある場合、個別に対応する。

なお、平成30年度以降に新潟県調理師試験を申し込んだ者については、その際に交付された受験票を提出することにより、上記(5)及び(6)の提出を省略することができる。

6 受験手数料

- (1) 受験手数料は、6,400円を受験申請書類に同封されている払込取扱票にて支払い後、金融機関の領収印が押印された領収証書を受験票の裏面に貼付すること。
- (2) 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料を返還しない。

7 受験申請に関する書類の受付期間及び提出先

(1) 一般郵送受付

申請用封筒に提出書類一式を封入の上、「簡易書留」で郵送すること。

ア 受付期間

令和5年5月8日（月）から6月2日（金）まで（当日消印有効）

イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

（〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階）

8 合格者の発表

令和5年12月15日（金）

9 その他

受験手続に関する問い合わせは、公益社団法人調理技術技能センター（03-3667-1815）へ行うこと。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）クスリのアオキ五泉村松店

所在地 五泉市村松字本田屋4458-1 外

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和4年11月18日

3 意見の概要

(1) 五泉市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和5年4月4日から令和5年5月4日まで

特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の令和5年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和8年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

1 調達をする物品等の種類

次のとおりとする。

- (1) 文具事務機器類
- (2) 家具類
- (3) 印刷・印章類
- (4) 機械類
- (5) 薬品・肥飼料・資材類
- (6) 車両・船舶類
- (7) 燃料・油脂類
- (8) 工事中材料類
- (9) 雑類

2 競争入札に参加することができる者

- (1) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (3) 後記3に規定する税について未納がない者
- (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であって、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあっては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県の県税納税証明書
- カ 法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

- ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあっては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあっては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であって、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあっては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県の県税納税証明書
- カ 所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

5 申請書用紙の入手方法

新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することが可能である。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/5buppin.html>

6 申請の時期

令和6年3月31日まで随時受け付ける。
なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

物品等入札参加資格を有すると決定したときは、物品等入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

物品等入札参加資格決定の日から令和8年3月31日までとする。

9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課調達契約係
電話025-280-5490（直通）

特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の令和5年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和8年2月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和5年4月4日

新潟県知事 花角 英世

1 調達をする庁舎等管理業務の種類

次のとおりとする。

- (1) 建築物清掃業務
- (2) 建築物空気環境測定業務
- (3) 建築物飲料水水質検査業務
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務
- (8) 建築物環境衛生総合管理業務

2 競争入札に参加することができる者

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録（以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。）を受けている者（知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。）
- (2) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (4) 後記3に規定する税について未納がない者
- (5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であって、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

カ 新潟県の県税納税証明書

キ 法人税の納税証明書(外国法人にあつては、知事が別に指示する書類)

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)(被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類)及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書(日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類)

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類

エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

カ 新潟県の県税納税証明書

キ 所得税の納税証明書(日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類)

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

5 申請書用紙の入手方法

新潟県出納局ホームページ(下記ホームページアドレス)から取得することが可能である。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/5chousha.html>

6 申請の時期

令和6年3月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から令和8年2月28日までとする。

9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話025-280-5490(直通)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定があつた旨の報告があつた。

令和5年4月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
長岡市川口コミュニティセンター	長岡市東川口1979番地130	研修室	117.00	令和5年4月1日
		大会議室 (和室)	68.00	
		多目的ホール	426.00	
		小会議室	56.00	
		小会議室 (和室)	33.00	

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

令和5年4月4日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

氏名	連絡先	活動区域	委嘱期間
市村 幸雄 小池 光祐 塩田 美幸 増井 智子 真野 恵 丸山 和幸 丸山 保 柿原 恵美子 大宮 一真 星野 喜代江	新潟警察署生活安全課	新潟警察署の管轄区域	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
江口 孝子 柴田 歳子 倉田 みどり 井上 匡代 高橋 誠一 阿部 ヒサ子 片桐 一 小島 良子 佐藤 勇	新潟中央警察署生活安全課	新潟中央警察署の管轄区域	
青木 美奈子 丸山 文雄 檜山 峰子	新潟西警察署生活安全課	新潟西警察署の管轄区域	
増子 智美	江南警察署生活安全課	江南警察署の管轄区域	
高橋 光行	新潟北警察署生活安全課	新潟北警察署の管轄区域	
市嶋 範恵 篠田 博充	秋葉警察署生活安全課	秋葉警察署の管轄区域	
細野 清子	村上警察署生活安全課	村上警察署の管轄区域	

飯島 剛志 稲垣 晴一 菅原 広志			
安達 勝間 金子 俊文 高橋 宏行 曾我 明 笠原 恭子	新発田警察署生活安全課	新発田警察署の管轄区域	
間野 妙子	阿賀野警察署生活安全課	阿賀野警察署の管轄区域	
遠藤 重樹 神保 一江	燕警察署生活安全課	燕警察署の管轄区域	
佐藤 勝昭 高野 博子 佐藤 道春 渡邊 護	三条警察署生活安全課	三条警察署の管轄区域	
内藤 博子 諸橋 陽一 長谷川 真 中村 公哉 鷲尾 達雄 笠井 智行 有賀 伸幸 中野 晴隆 小野 淳一 三浦 楨子	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域	
樋口 孝夫 金澤 路子	十日町警察署生活安全課	十日町警察署の管轄区域	
羽吹 忍 高橋 延次 桑原 正樹	南魚沼警察署生活安全課	南魚沼警察署の管轄区域	
石田 正巳 桑山 浩 本田 留美子 太田 栄 田中 雅人 入澤 留美子	柏崎警察署生活安全課	柏崎警察署の管轄区域	
清水 善子 岸波 敏夫 風間 寿春 竹原 寛 玉虫 秀子 小川 幸喜 荒井 育子 小倉 潔	上越警察署生活安全課	上越警察署の管轄区域	
古川 源三 大澤 実 金子 智一	妙高警察署生活安全課	妙高警察署の管轄区域	
陶山 治 島田 敏彦 水嶋 聡	糸魚川警察署生活安全課	糸魚川警察署の管轄区域	

